

# 令和6年度 私立大学等改革総合支援事業調査票

タイプ1 「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」

(97点満点)

## 1. 教育の質向上

① 学長を中心とした、全学的な教学マネジメントの体制において、教職員の業務内容を整理・点検し、以下の取組が行われていますか。

A IR情報を活用し、教育課程の適切性の検証と教育改善を行うサイクルを運用している。

B 大学全体レベル、学位プログラムレベルで大学教育の成果をアセスメントプランに則り点検・評価を実施している。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 上記全ての取組を実施している。        | 2点 |
| 2 上記のうちAもしくはBの取組を実施している。 | 1点 |
| 3 いずれも実施していない。           | 0点 |

要件等： 「全学的な教学マネジメントの体制」とは、以下のアからオのすべてを満たすものであること。

ア 以下の(1)～(3)に相当する者すべてが構成員である会議体であること。

(1)学長（又は教学担当副学長に相当する職）。

(2)全学部等（募集停止学部等は除く）の学部長（短期大学・高等専門学校の場合は学科長等の各学科の校務をつかさどる者）。ただし、単科大学等の場合で、学部長に相当する職の者がいない場合（又は、学長が学部長を兼務している場合）は、学長の出席で可とする（全学部長の出席とみなす）。

(3)専門的な支援スタッフ（教育課程の編成に関する全学的な方針の策定について広い見識のある者。教員・職員及び常勤・非常勤の別は問わない）。

イ 当該体制の目的が、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定等であること。また、当該体制の目的が規程等に記載されていること。

ウ 当該体制において、令和6年度の全学部等の教育課程編成に関する開催実績が、令和6年4月1日までに2回以上あること（令和6年度の教育課程編成に係るものであれば、昨年度以前の開催実績も該当する）。

エ ウにおける開催実績のうち1回以上、IR情報を利用し教育課程（カリキュラム等）の適切性を検証していること。IR情報とは、学修時間・学修実態、授業評価結果、学修成果、資格取得等実績、就職等進路に係る実績、卒業生に対する調査結果などが該当する。

オ 会議資料・議事録などにより、活動内容が客観的に確認できること。

「教職員の業務内容を整理・点検」とは、令和6年度の効果的・効率的な教育課程を運営するために、教職員の業務内容の適切性について整理・点検をする場合に該当する。整理・点検は、令和6年度の教育課程編成にあたり、実施されていること。

Aの取組は、IR情報を活用して教育課程の適切性の検証と教育改善を毎年度行うサイクルを、基準時点までに組織的に整備し運用していること。なお、全学部等でサイクルを整備し運用していること。

Bの取組は、アセスメントプランによる尺度に則り全学部等で毎年度点検・評価を行うことを、基準時点までに組織的に整備し、今年度内に点検評価を行う予定があること。アセスメントプランとは、点検・評価にあつての目的及び具体的な実施方法を定めた学内の方針であること。なお、アセスメントプランの名称は問わない。

A、Bの取組は、令和6年度新設学部等を除く全学部等で実施している場合も、該当する。

基準時点： 令和6年4月1日現在

根拠資料例： 組織規程、発令簿、会議資料、議事録等

② 大学等におけるIR機能強化に向けた取組を実施していますか。

- |   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | IRの他大学等への普及に向けた取組の実績がある。    | 3点 |
| 2 | IRに関する外部研修会に講師として参加した実績がある。 | 2点 |
| 3 | 定期的に研修を受講させており、受講した実績がある。   | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。              | 0点 |

要件等： 「IR」とは、大学等が学修時間や教育の成果等に関する情報収集を行い、自らの客観的な状況を分析すること。ただし、単なる入試や大学等・法人の経営に関する情報の収集・分析は該当しない。

組織規程等でIR業務を行うことが定められている部署（会議体のみの場合を除く）に配置されている等、当該大学等のIR業務を担当している専任の教員等又は職員（IR担当教職員）が実施する取組とする。

「1」の場合、当該大学等が主催もしくは共催する取組であること。IR及び自大学等の取組成果等の他大学等への普及を目的として、IR担当教職員が研修会等の講師を務めていること。

「2」の場合、IR担当教職員が、当該大学等以外が主催・共催するIRの企画や実施方法等に関する研修会等に、講師として基準時点内に参加した実績があれば該当する。

「3」の場合、IR担当教職員に対して定期的にIR機能強化に資する研修を受講させることを機関決定しており、基準時点内に受講した実績があること。なお、本設問における「受講」とは、学外の組織が主催・共催するものに限らず、当該大学等が主催・共催する研修会等を受講することも該当する。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 組織規程、組織図、職員配置表、開催案内、依頼文、研修報告書等

③ 学生の課程全体を通じた成長実感や満足度等について測定するため、卒業時のアンケート調査等を実施し、調査集計結果を公表するとともに、その結果を大学等の教育活動の見直しに活用していますか。

- |   |                                      |    |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | 85%以上の回収率で実施し、調査集計結果を公表し、見直しに活用している。 | 3点 |
| 2 | 50%以上の回収率で実施し、調査集計結果を公表し、見直しに活用している。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。                       | 0点 |

要件等： 令和5年度の学部等卒業生に対して、卒業時又は卒業見込みの段階で実施した、学生の課程全体を通じた成長実感・満足度等に関するアンケート調査、インタビュー等であること。回収率は、令和5年度の全学部等（募集停止学部等を含む）の全卒業生のうちの、アンケート調査等回答者数の割合とする。インタビューの場合、インタビュー対象者や個別の内容が確認できない場合は該当しない。集計結果は、ホームページで公表していること。ただし、公表が基準時点に間に合わない場合は、本年度内の公表が機関決定されていること。

「大学等の教育活動の見直しに活用」とは、集計結果を分析し、学内の組織（会議体を含む）において、基準時点内に大学等の教育活動（正課外の活動も含む）の見直しにかかる検討に活用していること。

基準時点： アンケートの実施及び活用は令和5年4月1日～令和6年9月30日  
公表は令和6年9月30日現在

根拠資料例： 実施要領、規程、アンケート集計結果、ホームページの写し、議事録等

- |   |                              |    |
|---|------------------------------|----|
| ④ | アクティブ・ラーニングを導入した科目を開講していますか。 |    |
| 1 | 当該年度開講科目のうち70%以上。            | 3点 |
| 2 | 当該年度開講科目のうち60%以上。            | 2点 |
| 3 | 当該年度開講科目のうち50%以上。            | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。               | 0点 |

要件等： 「アクティブ・ラーニング」とは、一方向性による知識伝達型の学習方法ではなく、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法（「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会）用語解説を参照。）

令和6年度に使用するシラバス等において学生に対し明示していること。

学部等（募集停止学部等は除く）の令和6年度全開講科目（卒業単位に含められる正課の授業科目）の全シラバスの数を分母、そのうちアクティブ・ラーニングを行うことを明示しているシラバスの数を分子として割合を算出すること。

「開講」とは、当該年度のシラバス等に記載があり、学生の履修登録の対象としていること。

基準時点： 令和6年度開講科目

根拠資料例： シラバス等

- |   |                                                     |    |
|---|-----------------------------------------------------|----|
| ⑤ | 情報リテラシーに関する科目を開講していますか。                             |    |
| 1 | 全学部等において必修科目として開講している。                              | 2点 |
| 2 | 全学部等において選択科目として開講している<br>又は一部の学部等において必修科目として開講している。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。                                      | 0点 |

要件等： 「情報リテラシーに関する科目」とは、授業全体を通して学生に対して情報活用能力を養成する教育を行う科目であり、ICTを活用した情報分析等の要素を含む内容であることがシラバス等で明記されていること。具体的には、情報モラルに関する教育や、課題解決のために必要な情報を探索するもの（図書館利用法・文献探索・データベース活用法等）、情報を分析評価し整理するもの（情報処理、情報整理法等）、情報のアウトプットに関するもの（レポート・論文の書き方、プレゼンテーション技法等）等が該当する。

なお、本問の授業科目は、設問④ア及びイに該当する授業科目と重複して回答することはできない。

「全学部等において選択科目として開講している」とは、全学部等において開講し履修可能なものであること（全学共通科目や学部等横断プログラム等を含む）。単に、他学部等授業科目が履修可能であるものは該当しない。

「開講」とは、当該年度のシラバス等に記載があり、学生の履修登録の対象としていること。なお、募集停止学部等において開講している科目は該当しない。

[用語解説]

「情報リテラシー」とは、「情報通信技術（ICT）を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに沿って効果的に活用することができる技能」を示す。

基準時点： 令和6年度開講科目

根拠資料例： シラバス等

⑥ ICTを活用した質の高い教育を実現するための全学的な計画を策定し、技術支援・教育支援を行う体制を整備していますか。また、ICTを活用した双方向型授業や自主学習支援を実施していますか。

- |                                                    |    |
|----------------------------------------------------|----|
| 1 計画策定及び支援体制の整備を行っており、かつ、双方向型授業及び自主学習支援の双方を実施している。 | 1点 |
| 2 該当しない。                                           | 0点 |

要件等： 「全学的な計画」とは、ICTの利活用による教育の質向上を目的とした、ICTの環境の整備、技術支援・教育支援体制の整備、セキュリティへの対応に係る全学的な方針が含まれていること。計画の名称は問わない。

「技術支援・教育支援を行う体制」は、教職員を対象とした支援体制であり、当該体制について、教職員に周知されていること。当該体制は、ICTを活用した教授法に対する技術面・教育面での支援体制であること（例えば、ICTを活用した授業を実施するための教授設計支援、個別相談・指導、ヘルプデスクの設置等）。

クリッカー、タブレット端末等を活用した双方向型授業の場合、その旨をシラバス等において学生に明示して実施されていること。自主学習支援の場合は、単に教材の貸し出し等でなく、eラーニングなどにより大学等が学生の学習状況（アクセス状況等を含む）を把握していること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 計画、議事録、規程、組織図、組織規程、シラバス、双方向型授業に関する案内文、学習支援内容が分かる資料等

⑦ 成績評価において全学部等でGPA制度を導入するとともに、GPAを用いて以下のア～エのいずれかの取組を実施していますか。

ア 成績不振者に対する個別学修指導の実施

イ 進級判定又は卒業判定

ウ 授業科目履修者に求められる成績水準の設定

エ 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化の取組

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1 全て実施している。         | 3点 |
| 2 アを含む3つについて実施している。 | 2点 |
| 3 アを含む2つについて実施している。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。    | 0点 |

要件等： GPA制度について、全学部等（募集停止学部等は除く）で導入し、教員及び学生に周知されていること。

GPA制度の運用にあたっては、GPAによる成績評価基準を定め、成績の分布状況の把握を行うなど、成績管理を実施していること。なお成績評価基準は、成績評価を客観的に行うために、学修成果の評価に関して定める学内基準（例えば、「特に優れている（GP：5）」という評価を得るには、試験による成績が90点以上、あるいは成績上位20%程度であるなど）であり、教員及び学生に周知されていること。

ア・イの取組は、一部の学部等における実施でも該当するが、少なくとも学部等の単位で取り組んでいること。ウ・エの取組は、組織的に実施している場合、一部の科目等における実施も該当する。なお、ア～エのいずれの場合も、募集停止学部等において実施している取組は対象から除くこと。

アの場合、成績不振者を抽出するためのGPAの具体的な数字基準を設け、該当者に個別学修指導をしていること。

イの場合、進級判定又は卒業判定の基準としてGPAの具体的な数字基準を設け

たうえで、当該判定を実施していること。

ウの場合、求められる成績水準（GPAの具体的な数字基準）が、シラバス等から確認できること。

エの場合、GPA（もしくはGP）を基に成績評価基準の分析を行ったうえで、成績評価基準の平準化に向けた取組を基準時点内に実施していること。当該分析を、基準時点より前に実施している場合も該当する。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 規程、学則、判定会議資料、履修要綱、議事録、成績分布状況公表資料、シラバス等

⑧ 全学年に対し履修科目単位数の上限（いわゆるCAP制）を設定し、その上限を学生の成績状況に合わせて、緩和あるいは厳格化させる制度を設けていますか。

- |               |    |
|---------------|----|
| 1 全学部等で設けている。 | 1点 |
| 2 該当しない。      | 0点 |

要件等： 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間あるいは1学期間に履修科目の登録ができる単位数の上限が、令和6年度の履修科目登録において全学年に設けられていること。なお、履修科目単位数の上限については規程等において定めていること。

基準時点で、履修科目単位数の上限を学生の成績状況に合わせて、緩和あるいは厳格化させる制度を設けていること。

例えば、GPA等の成績状況と組み合わせて、成績優秀者の場合には、基準等を明確に示したうえで上限単位数を一部緩和し、学習意欲を促進すること。あるいは、成績不振者には学修支援を伴いながら登録科目数をさらに制限して集中した学修を促す等の制度が挙げられる。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 学則、規程、履修要綱等

⑨ 授業を担当する専任教員等に対し、ティーチング・ポートフォリオの作成を導入するとともに、教育改善又は教員等の教育業績の評価に活用する仕組みがありますか。

- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1 全学部等でティーチング・ポートフォリオを導入し、活用する仕組みがある。 | 1点 |
| 2 該当しない。                              | 0点 |

要件等： 「ティーチング・ポートフォリオ」とは、大学等の教員等が自分の授業や指導の業績を記録した「教育業績ファイル」等のこと。

「活用する仕組みがある」とは、「教育改善に活用する」又は「教育業績の評価に活用する」仕組みがあること。なお、基準時点で仕組みが整備されていれば該当する（基準時点までに取組の実績がなくても可）。

「教育改善に活用する」とは、作成したティーチング・ポートフォリオの内容を学内で共有していることや、その内容を受けた面談体制やFDへの活用などとする。

「教育業績の評価に活用する」とは、ティーチング・ポートフォリオを用いた評価項目や評価方法が教員等に関示されていることとする。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 教員評価制度に係る規程、ティーチング・ポートフォリオに係る規程、教員への説明資料等

⑩ 大学等の教育研究活動への学生の参画を促す仕組みとして、以下の活動を行っていますか。

ア 教育プログラム設計、大学運営や自己点検評価の過程において学生の意見を聴取するなど、学生が大学等の意思決定に参画する機会を設けている。

イ 学生をTA・SAなどの教育サポートスタッフとして活用するため、その業務内容や大学等の教育研究における役割等を明文化するとともに、研修やマニュアルの整備等を行っている。

1 ア・イいずれも実施している。 1点

2 実施していない。 0点

要件等： アについて、単に学生アンケート等を実施するのみでは足りず、意見交換会の開催、カリキュラム改善を検討する教務委員会における学生代表からのヒアリングや、FD委員会における研修内容の検討に係る意見聴取など、学生が大学等の教育研究活動に参画できる機会を設定していることを要する。

イについて、「教育サポートスタッフ」とは、TA、SA、メンター、ピアチューター等の、大学等における教育研究活動をサポートする学生スタッフとする。「教育サポートスタッフ」は、大学等が雇用している場合だけでなくボランティア等の場合も該当する。ただし、大学等が「教育サポートスタッフ」の管理を行っていること。

「研修」とは、採用時に業務の説明を行うのみでは該当しない。教育サポートスタッフの具体的な資質・能力を明示した上で、その養成や向上を図る目的で行われるものであること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 規程、学生スタッフへの通知文、研修資料、開催記録等

⑪ ディプロマサプリメント（学位証書や成績証明書の補足資料）など、各学生が修得した知識や能力等を明らかにするための取組を実施していますか。また、学修成果に関する情報について、企業等と意見交換を実施し、その結果の反映を行っていますか。

1 ディプロマサプリメントなどの取組を実施し、かつ、意見交換及びその結果の反映を行っている。 3点

2 上記には該当しないが、ディプロマサプリメントなどの取組を実施している。 2点

3 学修成果に関する情報について意見交換を実施し、その結果の反映を行っている。 1点

4 上記のいずれにも該当しない。 0点

要件等： 「ディプロマサプリメントなどの取組」とは、学生が取得した学位・資格・履修内容・能力・知識等の学修成果について対外的に可視化するために、文章やグラフ等で補足する資料を交付する取組であること。学位記、卒業証明書、成績証明書のみでは該当しない。

基準時点内に、本年度卒業生に対する制度が確立されており、交付する補足資料等の内容が確認できること。

「意見交換及びその結果の反映」とは、大学等における学修成果に関する情報が、企業等の学生の就職先の採用プロセスにおいて有効に活用されるよう、大学等が学修成果として含めるべき内容や学修成果に関する情報の示し方等について、企業等と意見交換を実施し、その結果に応じて改善や見直しを行っていること。

「ディプロマサプリメントなどの取組」「意見交換及びその結果の反映」のいずれも、学部・学科・研究科等の一部の実施でも可とする。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 規程、学位証書補足資料、依頼文、議事録等

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ⑫ 学修歴証明のデジタル化に向けた取組を実施していますか。      |     |
| 1 全学部・学科・研究科等を対象に実施している。           | 3 点 |
| 2 一部の学部・学科・研究科等を対象に実施している。         | 2 点 |
| 3 個別の授業科目や講座、履修証明プログラム等の単位で実施している。 | 1 点 |
| 4 実施していない。                         | 0 点 |

要件等： 「学修歴証明のデジタル化」とは、学修歴の携帯性・利便性の向上や大学事務の効率化等を図るとともに、我が国の大学等の学修歴証明の国際的な通用性・信頼性の向上、大学等の国際化、生涯学習の推進に向けて、各種証明書等（卒業証明書・修了証明書・成績証明書等）のデジタル化（インターネット等を利用して保管・共有できるようデジタル形式に変換すること。オープン・バッジの利活用を含む。）を進めること。学生の卒業後（受講後）もデジタル形式で各種証明書を受領することが可能であること。

「1」「2」の場合、各種証明書（卒業証明書・修了証明書・成績証明書）のデジタル化を実施していること。個別の授業科目に限定された取組や正課外の活動に関する取組は該当しない。

「3」の場合、基準時点までに個別の授業科目や講座、履修証明プログラム等において、履修証明書や成績証明書等のデジタル化を実施していること。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 規程、学修歴証明書、議事録等

## 2. 高大接続

- |                                                                                                                                                                                 |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ⑬ 令和7年度入学選抜の一般選抜において、2科目以上の出題科目による学力検査及び調査書に加えて、小論文や志願者本人が提出する資料等を活用し、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価する入学選抜の実施を予定し、各資料等の評価方法について募集要項等に明記していますか。 |     |
| 1 全ての学部等で実施を予定し、募集要項等に明記している。                                                                                                                                                   | 3 点 |
| 2 一部の学部等で実施を予定し、募集要項等に明記している。                                                                                                                                                   | 2 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                                                                                                                                                                | 0 点 |

要件等： 大学等・学部・学科の理念又は課題等を踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて入学者に求める能力を明確化していること。

「学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学選抜」とは、アドミッション・ポリシーに基づき、学力検査及び調査書に加えて、小論文や志願者本人の記載する資料等（志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等）を評価するものとする。

「各資料等の評価方法」とは、各資料等で評価を行う受験者の能力等について、募集要項等に明記されていること。なお、アドミッション・ポリシーに基づいていること。

「1」又は「2」の場合、各学部等の一般選抜における一部の試験形態でも該当するが、各学部等の全学科において実施していること。

基準時点： 令和7年度入学選抜

根拠資料例： 入学選抜において多面的・総合的に評価を行うことが確認できる資料（入学選抜要項、学生募集要項、規程等）、各大学等が実施する検査の内容が分かる資料等

- ⑭ 令和7年度入学者選抜の一般選抜において、「思考力・判断力・表現力等」を評価するため、自らの考えを立論し、それを表現するなどの記述式問題を出題することを募集要項等に明記していますか。

- ア 教科・科目（例えば、国語、数学、英語等）において記述式問題を出題する。
- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1 全ての学部等で出題することを明記している。 | 2 点 |
| 2 一部の学部等で出題することを明記している。 | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。        | 0 点 |
- イ 特定の教科・科目に限定されずに「思考力・判断力・表現力等」を評価する総合的な記述式問題を出題する。
- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1 全ての学部等で出題することを明記している。 | 3 点 |
| 2 一部の学部等で出題することを明記している。 | 2 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。        | 0 点 |

要件等： 「記述式問題」とは、例えば、以下のような問題をいう（解答を選択肢から選ぶ選択式問題や、問題文から特定の言葉を抜き出す問題、年号や人名等を解答する数文字程度の短答式問題は該当しない）。

- ・ 文や文章を書いたり、式やグラフ等を描いたりすることを通じて思考のプロセスが自覚的なものとなり、思考力・判断力・表現力等の発揮が期待できる問題
- ・ 記述により自らまとめた考えを表現させることにより、思考力や表現力の発揮が期待できる問題

アの場合、記述式の対象教科・科目は問わない。

イの場合、特定の教科・科目に限定されない知識等を活用し「思考力・判断力・表現力等」を評価することを目的とした総合的な記述式問題を出題していること（例えば、小論文や複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題等）。

募集要項等において、「記述式問題」を出題する旨が明記されていること。

ア・イについて、「1」「2」の場合、各学部等の一般選抜における一部の試験形態でも該当するが、各学部等の全学科において実施していること。

基準時点： 令和7年度入学者選抜

根拠資料例： 入学者選抜要項、学生募集要項等

- ⑮ 令和6年度入学者選抜において、学生の資質を多面的・総合的に評価し、入学後の多様な学生の能力を伸長するための取組と連携（評価と連動させた初年次教育やセミナーなど）を行っていますか。

- |                                                                             |     |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 全ての学部等の全ての入試（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）で、多面的・総合的な評価を行うとともに、それを伸長するための取組を行っている。   | 4 点 |
| 2 一部の学部等の全ての入試（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）で、多面的・総合的な評価を行うとともに、それを伸長するための取組を行っている。   | 3 点 |
| 3 全ての学部等のいずれかの入試（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）で、多面的・総合的な評価を行うとともに、それを伸長するための取組を行っている。 | 2 点 |
| 4 一部の学部等のいずれかの入試（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）で多面的・総合的な評価を行うとともに、それを伸長するための取組を行っている。  | 1 点 |
| 5 上記のいずれにも該当しない。                                                            | 0 点 |

要件等： 令和6年度入学者選抜において、多面的・総合的な評価（例えば、面接・集団討論、実技検査の実施や、国際バカロレア等の資格や検定試験の活用等）を行っていること。また、多様な入学生が入学後に主体的に学びその能力を伸長できるよう



に、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに基づき、初年次教育の充実や柔軟な教育課程編成などの取組を実施していること。

「入試で多面的・総合的な評価を行う」こととは、学力の3要素を多面的・総合的に評価するにあたり、各大学等のアドミッション・ポリシーに基づき、学力検査及び調査書に加えて、小論文や志願者本人の記載する資料等（志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等）を評価すること。

各資料等の具体的な評価方法を、募集要項等に明記していること。

「1」～「4」の場合、各学部等の各選抜区分における一部の試験形態でも該当するが、各学部等の全学科において実施していること。

伸長するための取組の対象となる学生が、令和6年度入学者であること。

基準時点： 入試は令和6年度入学者選抜、取組は令和6年4月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 入学者選抜において多面的・総合的に評価を行うことが確認できる資料（入学者選抜要項、学生募集要項、規程等）、各大学等が実施する検査の内容が分かる資料、多様な学生の能力を伸長するための取組を検討した資料（初年次教育や教育課程編成等に係る会議の議事録等）、取組が分かる資料（シラバス、学生便覧等）等

⑯ 入学者選抜実施体制の充実・強化のため、入試・学生募集に係る全学的な企画立案及び全学的な入学者選抜の評価を行う、専門的な専任教員等又は専任職員（アドミッション・オフィサー）を配置していますか。

1 専門的な専任教員等又は専任職員を配置している。 1点

2 配置していない。 0点

要件等： 「専門的な専任教員等又は専任職員」とは、「入試・学生募集に係る全学的な企画立案」及び「全学的な入学者選抜の評価」の両業務について、年間を通じて担当する専任教員等又は専任職員であること。また、当該大学等の両業務について年間を通じて担当することが規程等で確認できる者であること。ただし、学長、学部長、事務局長等（大学等や学部等の全体を統括する職務上、入試にも携わる者）は該当しない。

当該両業務は、全学的な入学者選抜に係るものであること（一部の学部等のみに係る場合は該当しない）。なお、全学的な入学者選抜に係るものであれば、一部の選抜区分（例：全学共通の総合型選抜等）であっても該当するものとする。

「全学的な入学者選抜の評価」とは、全学的な入学者選抜における多面的・総合的な評価（書面審査・面接審査等）を行う業務とする。学力検査のみならず、その他の資料・書類や面接等による多面的・総合的な審査や評価に携わる業務であること。審査や評価を行わず、単に事務作業に携わる者は該当しない。

大学院のみの入学者選抜や、転入もしくは編入のみに係るものは対象としない。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 当該教職員の担当業務や役割が確認できる資料、規程、議事録等

⑰ 令和7年度入学者選抜において、数理・データサイエンス・AIを応用できる力を判定するため、文理を問わず「数学」又は「情報」の試験問題を出题することや資格・検定試験等を活用することを募集要項等に明記していますか。

1 全ての学部等で必須科目として出题もしくは資格・検定試験等を活用することを明記している。 4点

2 新たに一部の学部等で必須科目として出题もしくは資格・検定試験等を活用することを明記している。 3点

3 全ての学部等で選択教科化もしくは資格・検定試験等を活用できることを明記している。 1点

記している。

4 上記のいずれにも該当しない。

0 点

要件等： 入試において文理を問わず「数学」又は「情報」の試験問題を出題することや資格・検定試験等を活用することを募集要項等に明記していること。  
各学部等の入試における一部の選抜区分でも該当するが、各学部等の全学科において実施していること。

「資格・検定試験」は、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、全商情報処理検定試験、実用数学技能検定、ITパスポート試験、情報システム試験、情報活用試験、国際科学オリンピック等の結果（数学、情報分野）等をいう。

基準時点： 令和7年度入学者選抜

根拠資料例： 入学者選抜要項、学生募集要項等

⑮ 令和7年度入学者選抜において、大学入学共通テスト、各大学等の個別学力検査、資格・検定試験等により4技能（読む、書く、聞く、話す）の総合的な英語力の評価を行っていますか。

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1 全ての学部等で総合的な英語力の評価を行っている。 | 4 点 |
| 2 一部の学部等で総合的な英語力の評価を行っている。 | 2 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。           | 0 点 |

要件等： 大学入学共通テスト、大学等の個別学力検査、資格・検定試験等により、総合的に4技能の評価を行っていればよい（例 読む、聞く技能は大学入学共通テスト、書く、話す技能は大学等の個別試験で評価）が、4技能が一つでも欠けている場合は不可。また、各学部等の一部の試験形態でも該当するが、各学部等の全学科において実施していること。

基準時点： 令和7年度入学者選抜

入学者選抜において総合的な英語力の評価を行うことが確認できる資料（入学者選抜要項、学生募集要項、規程等）、各大学等が実施する検査の内容が分かる資料等

⑯ 令和7年度入学者選抜において、多様な背景を持った学生の受入に配慮した選抜（女子学生の占める割合の少ない学部等における女子学生選抜、外国にルーツを持つ生徒を対象とした選抜、地域枠、離島枠等）を行うとともに、当該選抜の目的、評価する能力、期待する成果・効果及び実施する合理的な理由を公表していますか。

- |                                         |     |
|-----------------------------------------|-----|
| 1 多様な背景を持った学生の受入に配慮した入試の実施・情報の公表を行っている。 | 3 点 |
| 2 該当しない。                                | 0 点 |

要件等： 多様な背景を持った学生の受入に配慮した選抜とは、家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学等において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野の女子等）を対象とした選抜であること。  
当該入試においては、単なる専門学科・総合学科卒業生選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜（教育訓練に係るコース等の選抜を含む）、外国人留学生選抜、指定校推薦、同窓会子女入試、長期履修学生入試の実施は該当しない。  
また、障害等のある学生への配慮については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号。令和3年6月4日公布）により、合理的配慮を行うこととされており、ここでは該当しない。

（参考）「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」（令和3年7月8日）

では、地理的・経済的事情のある志願者等のための特別選抜は、「大学入学者選抜における実質的な公平性の追求や多様性を生かすキャンパスの実現の観点から意義が大きい、その趣旨・方法について社会に対し合理的な説明ができること」を必要としている。

（参考）「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和４年５月１０日 教育未来創造会議）では、在りたい社会像として「国際的にジェンダーパリティ（ジェンダー公正）が進展していく中で、我が国に根強くあるジェンダー不平等の悪循環を断ち切り、ジェンダーギャップの解消を図る」とし、具体的取組として「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜における女子学生枠の確保等に積極的に取り組む大学等に対して、運営費交付金や私学助成による支援を強化する。」としている。

基準時点： 令和７年度入学者選抜

根拠資料例： 令和７年度入学者選抜において当該取組の実施が確認できる資料（入学者選抜要項、学生募集要項、規程等）、ホームページの写し等

⑳ 多様な背景を持った学生の、学修の継続や卒業後の活躍推進を目的とした修学支援などの取組を行っていますか。

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1 企業等と連携して、入学後の学びを支援する取組を実施している。     | 4点 |
| 2 企業等と連携していないが、入学後の学びを支援する取組を実施している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                     | 0点 |

要件等： 当該取組は、多様な背景を持った学生に応じたものであり、一般学生向けの奨学金事業などは該当しない。なお、多様な背景を持った学生とは、家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保や学修の継続に困難があると認められる者で、設問⑱の選抜により受け入れた学生に限らない。

「１」の場合、大学等が企業等との間で、多様な背景を持った学生の学修の継続や卒業後の活躍推進を目的とした連携事業を行う旨の協定書等を締結したうえで、奨学金等支給、授業料等減免といった経済的支援や、キャリア支援等を実施していること（例えば、理工系分野の女子学生を対象とした、企業等からの寄附金を原資とした奨学金制度などの経済的支援、連携企業へのインターンシップ派遣や、女子学生と女性技術者・社員の交流機会の創出によるロールモデルの紹介などを通じた、専門的学びを生かした職業選択の支援、キャリア意識の醸成などが挙げられる）。

「２」の場合、「１」における企業等との協定書等の締結はないが、大学等として多様な背景を持った学生の学修の継続や卒業後の活躍推進を目的とする取組を実施していること。

（参考）「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和４年５月１０日 教育未来創造会議）では、在りたい社会像として「国際的にジェンダーパリティ（ジェンダー公正）が進展していく中で、我が国に根強くあるジェンダー不平等の悪循環を断ち切り、ジェンダーギャップの解消を図る」としている。

基準時点： 令和５年９月１日～令和６年９月３０日

根拠資料例： 取組の内容が分かる資料、協定書、契約書等

⑳ 高等学校教育と大学教育の連携強化に向けて、以下の取組を実施していますか。

ア 大学等における学修を高校生が経験する取組（合同授業等）の実施

イ 高等学校又は教育委員会との年2回以上の定期的な意見交換体制の構築

ウ 高等学校と大学等との合同研修の実施

エ 高等学校と連携した入学前教育の実施

- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1 全て実施している。      | 4 点 |
| 2 3つ実施している。      | 3 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： ア～エの取組は、学部等の一部で実施している場合でも該当する。

アについては、高校生が大学等における学修を経験する取組を実施していること。出前授業やオープンキャンパスにおける模擬授業（大学紹介等を主な内容としたものは不可）等も該当するが、単に科目等履修生の対象に高校生も含まれているだけでは該当せず、高大連携の意図のもと高校生の学修機会が提供されていること。

イにおける「定期的」とは、大学等と高等学校又は教育委員会との間で、年2回以上の意見交換を実施することが合意されていること。なお、意見交換の目的が、高等学校教育と大学教育の連携強化にあること。

ウの合同研修は、高等学校教育と大学教育の連携強化を目的とした研修であること。

エについては、高大連携により実施している入学前教育とする（大学等側が一方的に学生に課題を課している場合や、高等学校側のみで自主的に実施している取組は該当しない）。例えば、入学予定者に対して高等学校の指導の下に大学等入学までの学習計画を立てさせ、また、その学習状況等について、高等学校を通じ大学等に報告させる等の取組を、高等学校と大学等が連携して実施する場合が挙げられる。

[用語解説]

本設問の「高等学校」には、高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程、専修学校の一般課程（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設）、各種学校（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設及び告示指定外国人学校）を含む。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、覚書、議事録、研修報告書、入学前教育に関する資料等

㉑ 入学者選抜の妥当性を高めるため、入学後の学修状況等を調査したうえで、入学者選抜の妥当性について、高等学校関係者等外部有識者の知見を活用しつつ検証していますか。

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 全ての選抜区分について検証している。 | 2 点 |
| 2 一部の選抜区分で検証している。    | 1 点 |
| 3 検証していない。           | 0 点 |

要件等： 学部等の入学者を対象とし、研究科は除くものとする（大学院大学における研究科は対象となる）。また、選抜区分とは、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜とする。

「入学後の学修状況等を調査したうえで、入学者選抜の妥当性について、高等学校関係者等外部有識者の知見を活用しつつ検証」とは、入学後の学修状況等（入学後の学生の成績、成績以外の学修成果、留年・中退率、卒業後の進路等）の調査結果から、受験生と在学生のクロス分析を行うなど入学者選抜の妥当性について検証を行っていること。検証の対象者は、2年次以上の在学生もしくは卒業生であること。

基準時点内に、入学者選抜の妥当性について、高等学校関係者等外部有識者の知見を活用しつつ検証していること。なお、入学後の学修状況等の調査は基準時点

以前でも可とする。

各選抜区分において一部の試験形態で検証していれば、当該選抜区分は検証しているものとする。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 議事録、追跡調査の結果、検証資料等

### 3. データ活用による教育展開とデータ活用人材の育成

- ②③ 統計解析等やIRに関する知識を有し、学生に関する様々なデータの収集・分析を実施し、機関決定等に資する提案又は情報の提供を行うための専門職を配置するとともに、教学IRを担当する組織・部局の概要（大学組織上の位置づけ等）及び教学IRをきっかけとする教学改善の事例の紹介をホームページなどで情報公開していますか。
- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1 配置し、情報公開している。 | 3点 |
| 2 配置している。       | 2点 |
| 3 配置していない。      | 0点 |

要件等： 「IR」とは、大学等が学修時間や教育の成果等に関する情報収集を行い、自らの客観的な状況を分析すること。ただし、単なる入試や大学等・法人の経営に関する情報の収集・分析は該当しない。  
当該専門職は、統計解析やデータ分析あるいはデータベース等に関する知識を有する専任教員等又は専任職員であること（当該内容に関する研究を行っている、統計解析等に関する業務経験がある、統計解析等に関連する学位を有している、当該内容に関する授業等を少なくとも1学期以上受講した経験があるなど）。  
当該専門職は、当該大学等のIR及びIRに関連・派生する業務を、年間を通じて担当することが発令等から確認できる者であること。また、基準時点内に、IRに関するデータの収集・分析を行い、学内の機関決定等の際にその分析結果に基づく提案又は情報の提供を行っていることが、業務の実績等から確認できること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 組織規程、発令簿、当該教職員の担当業務や役割が確認できる資料、採用時の募集要項、履歴書、雇用契約書、IR報告書、ホームページの写し等

- ②④ 数理・データサイエンス（統計学、数学、コンピュータサイエンス等）・AIに関する授業科目を開講していますか。
- ア 数理・データサイエンス・AIに関する授業科目を全学部等で開講している。
- |                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 全学部等において必修科目として開講している。 | 3点 |
| 2 全学部等において選択科目として開講している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。         | 0点 |
- イ 企業等の実データ等を用いて組織の課題解決に資するデータ分析などの実践的なデータサイエンス教育を行う数理・データサイエンス・AIに関する授業科目を、学部等において開講している。
- |            |    |
|------------|----|
| 1 開講している。  | 2点 |
| 2 開講していない。 | 0点 |

要件等： 本問でいう「数理・データサイエンス・AIに関する授業科目」とは、主に、統計学、数学、コンピュータサイエンス、人工知能など今後の社会に必要とされる数理的思考やデータ分析・活用能力を育成するものをいい、そのうちの1つ以上

の内容に関して授業全体を通じて行うものを対象とする。

「開講」とは、当該年度のシラバス等に記載があり、学生の履修登録の対象としていること。なお、募集停止学部等において開講している科目は該当しない。なお、本問ア及びイの授業科目は、設問⑤に該当する授業科目と重複して回答することはできない。

アにおいては、「1」又は「2」の場合、全学部等において開講していること（全学共通科目や学部等横断プログラム等を含む）。単に、他学部等の授業科目が履修可能であるものは該当しない。

アの「2」の場合、全学部等で開講しているが、一部の学部等において必修科目、他の学部等においては選択科目の場合も該当する。

イにおいては、本問アにおいて「3」と回答した場合、「2」しか回答できない。

イにおける当該科目は、学部等において開講されるものであること。研究科において開講している科目は該当しない（大学院大学は除く）。また、企業等の実際のデータを用いて当該企業等の課題解決に資するデータ分析を行うデータサイエンス教育を行う旨の協定等を、企業等との間で交わし、それに基づき実施されるものであること。企業等の実際のデータを用いて当該企業等の課題解決に資するデータ分析を行うデータサイエンス教育を行う旨が、シラバス等から確認できること。なお、当該データ分析については、授業の一部の回で実施するものでも該当する。

基準時点： 令和6年度開講科目

根拠資料例： シラバス、協定、契約書等

#### 4. 多様な教育体制と社会との連携

- |    |                                                                                                                                                      |    |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ②⑤ | 人文・社会科学、自然科学などの様々な学問分野を横断的に学び、学修の幅を広げるような教育（文理横断・文理融合教育）を行うとともに、全学的な視点や分野・学部等を超えた横断的な視点からのカリキュラム編成を推進するため、各分野の専任教員等や専任職員の参画により、当該教育の改善やその検証を行っていますか。 |    |
| 1  | 全学部等で当該教育を実施し、かつ全学部等で当該教育の改善やその検証を行っている。                                                                                                             | 3点 |
| 2  | 全学部等で当該教育を実施しているが、当該教育の改善やその検証は一部の学部等でしか行っていない。もしくは、一部の学部等で当該教育を実施し、かつ一部の学部等で当該教育の改善やその検証を行っている。                                                     | 2点 |
| 3  | 上記のいずれにも該当しない。                                                                                                                                       | 0点 |

要件等： 自然科学系及び人文・社会科学系の両方を含む正課のカリキュラムを実施していること。ただし、教職課程のみに係るカリキュラムは該当しない。

当該カリキュラムは、文理両方（自然科学系及び人文・社会科学系の両方）を必ず学ぶカリキュラムであること。単に他学部等の授業科目を選択履修できるのみでは該当しない。

当該カリキュラムについて、複眼的・領域横断的な視野を持つことや実践的な課題発見・解決力の育成など、文理横断・文理融合的な教育プログラムを実施する意義や身に付けるべき資質・能力等の必要性を理解するために、当該カリキュラムの意義やねらいなどを学生に明示していること。

当該カリキュラムの改善やその検証を、以下のア及びイが参画する組織で行っていること。また、当該組織は、部局・センター等でも委員会等の会議体でも該当する。

ア 複数の学部等の専任教員等、又は自然科学系分野の専任教員等及び人文・社会科学系分野の専任教員等

イ 専任職員（教員との兼務は該当しない）

「1」及び「2」の場合、当該組織において、基準時点内に改善やその検証実績があり、その内容が議事録等で確認できること。

(用語解説)「文理横断・文理融合教育」とは、人文・社会科学、自然科学などの様々な学問分野を横断的に学び、学修の幅を広げるような教育。文理横断・文理融合教育の例については、『学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について(審議まとめ)(令和5年2月24日)中央教育審議会大学分科会』「I. 文理横断・文理融合教育の推進」「2. 文理横断・文理融合教育の方法論」参照。

基準時点： 当該教育は令和6年度開講科目、改善・検証は令和5年4月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： シラバス、学生便覧、取組が分かる資料、組織図、規程、発令簿、議事録等

- |    |                                                     |    |
|----|-----------------------------------------------------|----|
| ②6 | 学部・学科・研究科等において企業等と協定等に基づき2週間以上のインターンシップ科目を実施していますか。 |    |
| 1  | 必修科目として開講し、実績がある。                                   | 3点 |
| 2  | 選択科目(選択必修科目を含む)として開講し、実績がある。                        | 2点 |
| 3  | 開講していない。                                            | 0点 |

要件等： 「2週間以上のインターンシップ科目」とは、企業等との協定等に基づき、基準時点内に2週間以上の期間でインターンシップが実施されることで、単位認定を伴うものとする。なお、当該インターンシップ科目を履修する一部の学生が、インターンシップを2週間以上実施していれば該当する。また、海外でのインターンシップやオンラインによるインターンシップの場合も該当する。  
「2週間以上」は14日以上とする。又は、インターンシップ先の休日を除外して10日以上となる場合も該当する。  
協定等に実施期間の記載がある場合、記載の期間が2週間以上であれば、当該協定等に基づくインターンシップは2週間以上で実施されたものとみなす。  
協定等に実施期間の記載がない場合、当該協定等に基づくインターンシップが、基準時点内に2週間以上実施されている場合のみ該当する。  
資格取得のための実習は該当しない。ただし、当該大学等が設置する全ての学部等が医学部等、資格取得のための実習等が必修の学部等のみの場合に限り、実習等の実績があれば「1」に該当するものとする(実習先や実習期間は問わない)。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： シラバス、協定書、実施状況が分かるもの等

- |    |                                                                     |    |
|----|---------------------------------------------------------------------|----|
| ②7 | 質の高い実務家教員の活用に向けて、以下の取組を行っていますか。                                     |    |
| ア  | 大学等の教育の質を向上させるために、令和6年度の教育課程編成にあたって、年間6単位以上の授業科目を担当する実務家教員を参画させている。 |    |
| イ  | 実務家教員が担当する授業科目の割合について、前年度より増加している。                                  |    |
| ウ  | 全ての実務家教員に対して、大学教員として必要となる教授法や最新の学術内容を教育するFD等を受講させている。               |    |
| 1  | 全て実施している。                                                           | 4点 |
| 2  | 2つ実施している。                                                           | 2点 |
| 3  | 1つ実施している。                                                           | 1点 |
| 4  | 実施していない。                                                            | 0点 |

- 要件等： 「実務家教員」は、専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ高度な実務能力を有する教員であること。  
「ア」については、実務家教員自身の実務経験を反映させるため、令和6年度教育課程の編成にあたり、実務家教員が参画した実績があること。参画の例としては、実務家教員を教育課程の編成を検討する会議体（教授会又はカリキュラム委員会等）に参画させることや、教育課程の編成にあたって実務家教員からの意見書が利用されることなどが挙げられる。  
「年間6単位以上の授業科目」は、令和5年5月1日現在の授業担当予定で判断すること。  
「イ」の「実務家教員が担当する授業科目の割合」とは、学部等・研究科（募集停止学部等・研究科は除く）の全開講科目（卒業単位に含められる正課の授業科目）の全シラバスの数を分母、そのうち実務家教員が担当する授業のシラバスの数を分子として割合を算出すること。  
令和5年度と令和6年度の当該割合を比較し、令和6年度の方が大きい場合に、「イ」を実施とする。  
「開講」とは、当該年度のシラバス等に記載があり、学生の履修登録の対象としていること。  
「ウ」については、大学教員として必要となる教授法や最新の学術内容の教育を内容としたFDやプログラムであること。  
（参考）文部科学省では、「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」において、実務家教員を育成するためのプログラムの開発、実施等を支援している。（令和元年度～令和5年度）
- 基準時点： ア：令和6年9月30日現在  
イ：令和5年度開講科目及び令和6年度開講科目  
ウ：令和5年9月1日～令和6年9月30日
- 根拠資料例： 履歴書・経歴書、教員名簿、シラバス、規程、FDの実施が確認できる資料等

- ⑳ 学生の学修の幅を広げるような教育課程の工夫として、以下の取組を実施していますか。
- |   |                                                  |    |
|---|--------------------------------------------------|----|
| ア | 入学後に主専攻分野を決定する仕組み（レイトスペシャライゼーション等）の導入            |    |
| イ | 主専攻分野以外の分野の課程を体系的に履修することができるような仕組み（主専攻・副専攻制等）の導入 |    |
| ウ | 学部・学科の転換を弾力化する仕組みの導入                             |    |
| 1 | ア・イいずれか一方を全ての学生を対象に実施している。                       | 3点 |
| 2 | ア・イいずれか一方を一部の学生を対象に実施している。                       | 2点 |
| 3 | 上記には該当しないが、ウを全学部等で実施している。                        | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。                                   | 0点 |

- 要件等： アは、入学後に学修状況や関心を踏まえて主専攻分野を決める仕組みであること。例えば、入学時に学科等の所属を定めず、入学後の総合的な学修や基礎科目の履修等を通じて、所属する学科等を決める教育課程の編成が該当する。単に入学者選抜における募集単位の大きくくり化のみでは該当しない。  
イは、主専攻分野以外の分野の課程を体系的に履修することができる仕組み（主専攻・副専攻制やダブルメジャー制等）であること。単に、他学部等の授業科目が履修可能なものは該当しない。「主専攻分野以外の分野の課程」に、資格を取得するために履修が必須となる課程（例：教職課程など）は、該当しない。ただし、学校独自の資格に係る課程は該当する。  
また、主専攻分野以外の分野の課程を体系的に履修したことを認定する証明書が、交付されることが必要である。例えば、学位記への併記、副専攻の認定証や修了証、副専攻を明記した成績証明書等が挙げられる。  
ウは、入学後の柔軟な転学部等を可能とする仕組みがあること。  
ア・イ・ウともに、当該仕組みを、学生の選択で履修できる場合でも該当する。

- 基準時点： 令和6年度開講科目
- 根拠資料例： シラバス、学生便覧、規程（履修及び履修証明に係るもの）等



②⑨ 学事暦の柔軟化として以下の取組を実施していますか。

ア 3学期制又は4学期制

イ 4月以外の学生受け入れを前提とした入学者選抜の実施

- |   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 1 | ア・イいずれも実施している。      | 3点 |
| 2 | ア又はイのいずれか一方を実施している。 | 2点 |
| 3 | 実施していない。            | 0点 |

要件等： アは、1年間の課程が3学期制又は4学期制であることが、学則等で確認できること。一部に通年制等の科目があっても該当する。  
イは、制度として導入されていることが規程等から確認できること。また、本年度中に募集又は募集する予定であること。ただし、入学実績については問わない。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 学則、規程、学生募集要項等

③⑩ オープンな教育リソースについて活用していますか。

- |   |                                                      |    |
|---|------------------------------------------------------|----|
| 1 | 自大学等の教育リソースを広く提供し、講義の教材等としての利用又は自主学習ツールとしての活用を促している。 | 4点 |
| 2 | 国内外の他大学等が提供するものを、講義の教材等として利用している。                    | 3点 |
| 3 | 国内外の他大学等が提供するものを、自主学習ツールとしての活用を促している。                | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。                                       | 0点 |

要件等： 「オープンな教育リソース」は、インターネットを通じて無償で入手可能な教育リソース（講義教材、教育ソフトウェアなど）とする。外部のサービス等（例えばedX、Coursera、JM00C等）を通じたものや、各大学等のホームページで独自に提供されるもののいずれでも可とする。

「1」の場合、当該大学等として組織的に提供しているものであること。また、「講義の教材等としての利用又は自主学習ツールとしての活用を促している」とは、自大学等のオープンな教育リソースを、講義の教材等として利用（大学などの授業で利用してもらうなど）又は自主学習ツールとして活用（大学生などが自主学習の教材として利用するなど）してもらうことを目的として、インターネットで広く一般向けに公開されていること。また、当該大学等の紹介や授業体験を目的とした公開ではないこと。

「2」の「講義の教材等として利用」とは、オープンな教育リソースを当該大学等の授業又は授業の事前事後学修用教材等として利用することがシラバス等から明らかな場合、あるいは教材等の修了者へ当該大学等が単位を付与する場合に該当する。

「3」の「自主学習ツールとしての活用を促している」とは、当該大学等の学生に対し、オープンな教育リソースを自主学習に用いることを促している（説明会の実施、学内サイトにおける案内とリンク、利用案内の配付、シラバスにおける参考資料等）場合に該当する。自主学習ツールは、当該大学等の授業には直接的に関連しないものであっても該当する。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： シラバス、学生への案内文、ホームページ等の写し等

③⑪ 外国人教員等の割合は以下のいずれに該当しますか。

- |   |           |    |
|---|-----------|----|
| 1 | 10%以上     | 2点 |
| 2 | 5%以上10%未満 | 1点 |
| 3 | 5%未満      | 0点 |

要件等： 「外国人教員等の割合」とは、専任教員等に占める外国人教員等の割合をいう。専任教員等とは、令和6年5月1日現在で当該大学等の専任教員等（研究科及び募集停止学部等を含む）として発令等されている者とし、外国人教員等とは、専任教員等のうち（ア）外国籍の者、又は（イ）国外の高等教育機関（国内の大学・短期大学・高等専門学校相当の学位を取得できる）で学位を取得し、海外で教員又は研究員として通算3年以上（学生的身分である間は通算期間に含めない）教育研究に従事した日本国籍の者のいずれかに該当する者とする。

基準時点： 令和6年5月1日現在

根拠資料例： 外国人教員等の名簿、履歴書等

- |    |                                            |    |
|----|--------------------------------------------|----|
| ③② | 外国語のみによる授業科目を開講し、当該授業科目のみの履修で卒業することができますか。 |    |
| 1  | 外国語のみによる授業科目のみの履修で卒業することができる。              | 2点 |
| 2  | 半数以上の学部等で外国語のみによる授業科目を開講している。              | 1点 |
| 3  | 上記のいずれにも該当しない。                             | 0点 |

要件等： 外国人留学生と日本人学生の両方を対象とした授業科目であること。  
「1」の場合、令和6年度に当該履修形態があること。学部等の一部で行っている場合も該当する。なお、日本語で授業を行うことが合理的な科目がある場合には、当該授業以外の全ての授業を外国語のみで行っていれば「1」に該当する。  
「2」の「開講」とは、当該年度のシラバス等に記載があり、学生の履修登録の対象としていること。なお、募集停止学部等において開講している科目は含めない。また、外国語教育を主たる目的とした科目は含めない。

基準時点： 令和6年度開講科目

根拠資料例： 履修要綱、シラバス等

## 5. 全体総括

- |    |                                                     |    |
|----|-----------------------------------------------------|----|
| ③③ | 本タイプに掲げる様々な取組を推進した結果として、過年度と比して全学的な教育改革の進捗が認められますか。 |    |
| 1  | 本タイプの満点に対する得点の割合が、昨年度から20%以上向上している。                 | 5点 |
| 2  | 本タイプの満点に対する得点の割合が、昨年度から10%以上20%未満の間で向上している。         | 3点 |
| 3  | 本タイプの満点に対する得点の割合が、昨年度から5%以上10%未満の間で向上している。          | 1点 |
| 4  | 上記のいずれにも該当しない。                                      | 0点 |

要件等： 本タイプの今年度の満点（本問を除く）に対する得点割合（%）と昨年度の満点（ただし昨年度の設定問③②を除く。）に対する得点割合（%）の差により確認する。  
本タイプの採択にあたっては、本設問において「1」または「2」を選択した大学等を優先することがある。

基準時点： —

根拠資料例： —

# 1. 研究基盤・研究支援体制

- ① 大学等の強みや特色を伸ばす戦略的経営の展開に向け、学長を中心とした全学的な学内体制において、大学等の研究、人材育成、社会実装機能の強化のため、地方自治体や産業界等からの意見聴取を行った上で、ア～カの事項を含む全学の研究力向上に係る学内計画を策定していますか。
- ア 大学等のミッション・建学の精神等に基づき大学等の強みや特色を特定し、社会における人材ニーズも踏まえ、それを伸長させる具体的な計画
- イ 大学等全体の財政構造の変革に向けた多様な財源の確保や戦略的な研究力向上にかかる中長期的な財務計画
- ウ 人材活用に係る数値指標
- エ リサーチ・アドミニストレーター等の専門人材等の確保
- オ 研究DX及び研究設備・機器の共用体制の構築を含む研究環境の改善
- カ 上記以外の研究に専念できる時間の確保に向けた取組
- |                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 全項目を含む計画を策定している。       | 4点 |
| 2. アからカのうち5つを含む計画を策定している。 | 3点 |
| 3. アからカのうち4つを含む計画を策定している。 | 2点 |
| 4. 上記のいずれにも該当しない。         | 0点 |

要件等： 「学内計画の策定」については、新たな計画の策定を求めるものではなく、ア～カを含む既存の計画があれば要件を満たすものとする。

アの「社会における人材ニーズ」とは、各種の政府の戦略、方針や、地方自治体や産業界等からの意見聴取を踏まえ、大学等において検討したものであり、現にニーズがあるものもしくは将来の十分な見通しがあるものであること。

イの「財政構造の変革に向けた多様な財源の確保や戦略的な研究力向上にかかる中長期的な財務計画」とは、寄附金・知的財産収入・大学債等の多様な財源の確保や、戦略的な研究力の向上に向けた重点的な予算の配分（例えば、間接経費を含む資金について、アで特定した研究等に重点的に配分するなど）にかかる大学等全体としての財務計画。

ウの「人材活用に係る数値指標」とは、多様な人材の活用による研究体制の整備に関する計画（若手研究者、女性研究者、外国人研究者、研究補助者等に係る比率もしくは人数に関する数値目標を含む計画）を策定していること。なお、若手研究者（40歳未満の研究者）及び女性研究者に関する比率もしくは人数に関する数値目標については必ず含んでいること。

なお、ライフイベント等により研究を中断した専任教員等に対する円滑な研究復帰を促す支援制度（研究活動助成金制度、論文作成支援、学会への参加支援、休業中も自宅で研究情報が得られるIT環境の整備、研修制度など）を設けていること。

エの「専門人材等の確保」とは、学内専門人材等の増員や外部専門人材等の確保等により、適切な研究支援体制整備を図るものであること。

オの「研究DX」とは、研究交流のリモート化、研究設備・機器の自動化及び遠隔からの接続、AI・データ駆動型研究の拡大、研究データの組織的な管理・共有のための制度及びリポジトリ整備、研究に係る契約手続き等の自動化等を指す。

「研究設備・機器の共用体制」とは、特定の研究室等、限られた利用のみを前提としていた研究設備・機器について、部局内や各機関内全体への広い利用を可能とするとともに、機関の裁量によって機関外の第三者の利用も可能とする仕組みを戦略的に構築していること。なお、専門性を有する人材（技術職員等）が、利用者からの依頼を受けて当該研究設備・機器を使用して行

う受託試験・受託分析についても含めるものとする。

「研究環境の改善」とは、戦略的な設備・機器の整備・運用技術職員等の確保・資質向上等を指し、研究ＤＸ及び研究設備・機器の共用体制の構築のいずれも含むものとする。

力の「上記以外の研究に専念できる時間の確保に向けた取組」とは、研究に専念できる時間の確保を目的とした、アからオ以外の取組（例えば、教育に重点を置く教員と研究に重点を置く教員の役割分化に向けた見直しや、大学入試業務の負担軽減等）とする。

（参考）「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和４年５月１０日 教育未来創造会議）では、「デジタル人材の不足」や「グリーン人材の不足」が指摘されている。

（参考）「地域の中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（総合科学技術・イノベーション会議（令和４年２月１日決定、令和５年２月８日改定））では、特定分野の高い研究力の強化、人材育成や産学連携活動を通じた地域の経済社会、日本や世界の課題解決への貢献のために、地域中核・特色ある大学が強みを最大限に活かし、発展できるよう、大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的経営の実現を推進することとしている。

基準時点： 令和６年９月３０日現在

根拠資料例： 計画、議事録、関連規程等

② 専任教員等について国際公募を実施していますか。

- |                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| １ 国際学術誌への募集広告等掲載や国際的な学会組織を通じた国際公募を実施している。  | ３点 |
| ２ インターネット等により、外国語による募集広告等掲載による国際公募を実施している。 | ２点 |
| ３ 上記のいずれにも該当しない。                           | ０点 |

要件等： 外国語により作成した公募要領等を用いて実施していること。  
基準時点内に、公募していること。また、外国を拠点として教育研究を行う日本人、あるいは、外国籍の者について、専任教員等としての採用実績があること。

基準時点： 令和４年９月１日～令和６年９月３０日

根拠資料例： 公募要領、ホームページ等の写し、募集広告、依頼文、採用実績が分かるもの、履歴書等

③ テニユアトラック制を導入し、制度に基づき教員等を採用していますか。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| １ 導入し、教員等を採用している。      | ３点 |
| ２ 導入しているが、教員等を採用していない。 | １点 |
| ３ 上記のいずれにも該当しない。       | ０点 |

要件等： 「テニユアトラック制」とは、優秀な教員・研究者が、一定の期間任期付きという競争的環境を経て、公正で透明性の高い審査に合格することで、任期のない安定的な職（テニユア）を得ることができるようにする制度を指す。  
「１」の場合、テニユアトラック制に基づき採用した教員等が、基準時点において在籍していること。なお、基準時点において４０歳未満の者のみ該当する。基準時点における該当教員等の身分は、常勤非常勤（テニユアの有無）の別は問わない。

基準時点： 令和６年９月３０日現在

根拠資料例： 規程、公募要領、発令簿等

④ 博士課程（前後期の区分がある場合は博士後期課程）の学生を対象とした、学識を教授するために必要な能力を培うための機会（いわゆる「プレFD」）の設定又は当該機会に関する情報提供を行っていますか。

- |                                                                 |     |
|-----------------------------------------------------------------|-----|
| 1 自らプレFDを全研究科で実施している。                                           | 2 点 |
| 2 自らプレFDを一部研究科で実施している、もしくは他大学院等で実施されているプレFDに関する情報提供を全研究科に行っている。 | 1 点 |
| 3 実施していない。                                                      | 0 点 |

要件等： 「プレFD」とは、「大学院設置基準」において定める、博士課程（前後期の区分がある場合は博士後期課程）の学生が修了後に自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会をいう。

「1」については、当該大学院自らプレFDを全研究科で実施している場合に該当する。

「2」については、当該大学院自らプレFDを一部研究科で実施している場合、もしくは、当該大学院の学生が参加可能な他大学院等で実施されているプレFDに関する情報提供を全研究科に対して行っている場合に該当する。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 規程、学生等への通知文書、シラバス、実施状況等が分かるもの等

⑤ 博士課程（前後期の区分がある場合は博士後期課程）学生に対するリサーチ・アシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを導入し、雇用していますか。

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1. ルールを導入し、適用されるRAを雇用している。      | 3 点 |
| 2. ルールは導入しているが、適用されるRAを雇用していない。 | 1 点 |
| 3. 上記のいずれにも該当しない。               | 0 点 |

要件等： 「ルール」とは、RAの業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることを定めたものとする。なお、給与水準は時間給2,000円以上とし、給与支給に係る規程等において定められていること。月額で支給する場合は、時給に換算して2,000円以上であれば該当する。なお、雇用されているRAの一部に対し、時間給2,000円以上を適用し支給するルールであっても該当する。

「適用されるRAを雇用」とは、時間給2,000円以上が適用される雇用期間が基準時点内に通算して6か月以上あるRAを雇用していること。

（参考）「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）p.5「RAとしての博士課程学生の雇用」

([https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kiban03-000011852\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf))

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 規程、公募要領、雇用契約書等

⑥ ポストドクターを対象として、以下の取組を実施していますか。

A 研究者としてのキャリア開発に必要な能力開発の実施

B キャリアパスに関する相談・支援の機会の提供、もしくはこれらの機会に関する情報提供

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. A及びBを実施している。        | 3 点 |
| 2. AもしくはBのいずれかを実施している。 | 1 点 |
| 3. 上記のいずれにも該当しない。      | 0 点 |

要件等： 「ポストドクター」とは、以下のいずれかの要件を満たし、当該大学等に雇用され、当該大学等が行う研究プロジェクト等において一定の職務を分担して研究に従事する者であって、専任教員等でない者をいう。

ア. 博士の学位を取得した者

イ. 人文・社会科学の分野にあっては、前年度の3月31日までに博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得し、当該年度の4月1日現在大学院に在籍しない者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者（ただし、日本学術振興会特別研究員となっている者を除く。）

Aは、基準時点内にポストドクターに対し当該能力開発を実施している場合に該当する。なお、「研究者としてのキャリア開発に必要となる能力」とは、学術的な専門知識以外の、コミュニケーションなどの「人間関係スキル」や、チームメンバー及び自身に対する「マネジメントスキル」、研究におけるPDCAを一貫して実施できる「問題解決スキル」等、汎用的で幅広いスキルや能力を指すものとする。

Bは、基準時点内にポストドクターに対し当該機会の提供、あるいは当該機会に関する情報提供を行っている場合に該当する。

基準時点内にポストドクターが一人も在籍していない場合は、本設問の回答は「3」となる。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 通知文書、実施状況がわかるもの等

⑦ 大学院生に対して、外部の研究助成金等の申請についての研修会やセミナー等を実施していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 1点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 大学院生に対して、基準時点内に、申請準備に有益な形で、外部の研究助成金等の申請についての研修会やセミナー等を実施していること。外部の研究助成金等には、日本学術振興会特別研究員等も含む。研修の形式は、対面その他、動画の視聴等により実施するものでも該当するが、基準時点内に大学院生が受講した実績が確認できること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 研修会やセミナー等の実施が確認できる資料、規程等

⑧ 博士課程（前後期の区分がある場合は博士後期課程）学生に対して、大学の独自財源で以下の支援を実施していますか。

ア 奨学金、授業料減免等の経済的支援

イ 研究費助成

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 ア及びイを実施している。        | 2点 |
| 2 アもしくはイのいずれかを実施している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。      | 0点 |

要件等： アは、博士課程（前後期の区分がある場合は博士後期課程）学生が大学院での教育研究活動に専念できるよう、給付型の奨学金や授業料減免等の経済的支援を行っていること。

イは、博士課程（前後期の区分がある場合は博士後期課程）学生の研究活動を支援するために、物品費や分析委託費用、学会誌投稿料等の支援を行っていること。

ア・イいずれも、支援体制を整備したうえで、基準時点内に博士課程（前後期の

区分がある場合は博士後期課程）学生に支援を行った実績があること。なお、日本学生支援機構の奨学金、民間企業等の外部機関による支援制度は該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 募集要領、支援対象者一覧等

⑨ 博士課程（前後期の区分がある場合は博士後期課程）学生を対象として、以下の取組を実施していますか。

ア 博士課程学生のキャリアパスに関する相談対応が可能な人員を配置している。

イ 博士課程学生と産業界等のマッチングの場の提供を行っている。

ウ キャリアパス具体化のために、産業界等で活躍する博士人材によるキャリアパスセミナー等を実施している。

- |   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | ア～ウの全てを実施している。   | 3点 |
| 2 | ア～ウのうち2つを実施している。 | 2点 |
| 3 | ア～ウのうち1つを実施している。 | 1点 |
| 4 | 実施していない。         | 0点 |

要件等： アは、博士課程（前後期の区分がある場合は博士後期課程）学生のみを対象とした、学生の専門性等を考慮した相談が可能なメンターやコーディネーター等を配置していること。名称は問わない。

イは、博士課程（前後期の区分がある場合は博士後期課程）学生と産業界等を直接つなぐ場として、大学等において、博士課程学生による研究紹介及び企業等の業務説明を行う交流会（マッチングセミナー、フォーラム等の名称は問わない）を実施していること。

ウの「産業界等で活躍する博士人材によるキャリアパスセミナー等」とは、博士号取得後の多様なキャリアパスを学生が知る機会として、産業界等で活躍する博士号を取得した人材を招いた講演会やセミナー等を実施していること。

基準時点： アは令和6年9月30日現在、イ・ウは令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： メンター等の名簿、シラバス、学生等への通知文書、キャリア支援の実施状況がわかるもの等

⑩ 国際的な視野を広げるため、大学院生を対象として、以下の取組を実施していますか。

ア 国際学会等に参加するための渡航費等の支援

イ 大学院生の海外派遣

- |   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 1 | ア及びイを実施している。        | 2点 |
| 2 | アもしくはイのいずれかを実施している。 | 1点 |
| 3 | 実施していない。            | 0点 |

要件等： アの「国際学会等に参加」とは、国外で開催される学会等で発表を行うこととする。

アの「渡航費等」とは、渡航費、現地宿泊料及び学会参加費とする。

アは、基準時点内に大学院生に支援を行った実績があること。

イは、基準時点内に60日以上、研究を目的として大学院生を海外の機関に派遣していること（研究指導や共同研究、研究インターンシップ等）。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 募集要領、支援対象者一覧、派遣実績、報告書等

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| ⑪ 専任教員等に占める博士号取得者の割合はいずれに該当しますか。 |     |
| 1 80%以上である。                      | 3 点 |
| 2 60%以上である。                      | 2 点 |
| 3 40%以上である。                      | 1 点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。                 | 0 点 |

要 件 等： 「専任教員等に占める博士号取得者の割合」とは、令和6年5月1日現在で当該大学等の専任教員等（研究科及び募集停止学部等を含む）として発令等されている者のうち、令和6年5月1日現在で博士号を取得している者の割合（パーセンテージ）とする。なお、いわゆる論文博士は含むが、博士課程満期退学者は含めない。

基準時点： 令和6年5月1日現在

根拠資料例： 教員名簿、履歴書等

- |                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| ⑫ 専任教員等に対する研究補助者の比率（パーセンテージ）はいずれに該当しますか。 |     |
| 1 3.5%以上                                 | 3 点 |
| 2 3.0%以上 3.5%未満                          | 2 点 |
| 3 2.0%以上 3.0%未満                          | 1 点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。                         | 0 点 |

要 件 等： 令和6年5月1日現在で当該大学等の専任教員等（研究科及び募集停止学部等を含む）として発令等されている者の数に対する当該大学等の研究補助者数のパーセンテージ。

「研究補助者」は、P D（当該大学等が行う研究プロジェクト等において一定の職務を分担して研究に従事する者）、研究支援者（当該大学等が行う研究プロジェクト等の研究支援のため、特殊な技術や熟練した技術を必要とする業務に従事する者）、R A（当該大学等が行う研究プロジェクト等に、必要な補助的業務を行う研究補助者として従事する者）とする。なお、T A（教育補助者）は含まない。

基準時点： 令和6年5月1日現在

根拠資料例： 発令簿、教員名簿等

- |                                                                |     |
|----------------------------------------------------------------|-----|
| ⑬ リサーチ・アドミニストレーター等の研究マネジメント人材養成を目的としたS Dを実施しましたか。              |     |
| 1 リサーチ・アドミニストレーター等を配置し、教育関係共同利用拠点に認定され、他の大学等にS Dを展開した。         | 4 点 |
| 2 リサーチ・アドミニストレーター等を配置し、他の大学等との共催によりS Dを実施した。                   | 3 点 |
| 3 リサーチ・アドミニストレーター等を配置し、当該大学等の主催によりS Dを実施した、又は外部のS Dプログラムに参加した。 | 2 点 |
| 4 リサーチ・アドミニストレーター等を配置していないが、S Dを実施した、又は外部のS Dプログラムに参加した。       | 1 点 |
| 5 上記のいずれにも該当しない。                                               | 0 点 |



要件等： 「リサーチ・アドミニストレーター等」とは、リサーチ・アドミニストレーター、産学連携コーディネーター等の職種（職名）で雇用され、専任教員等又は専任職員として発令等がされている者。また当該職種の職務は、当該大学等の産学連携の取組における研究活動の企画・マネジメントや研究成果の活用促進などを専門的に行うこと（特別の資格を有している必要はない）であり、規程等において定められていること。なお、配置部署は問わない。

「SD」は、リサーチ・アドミニストレーター等の研究マネジメント人材の養成を目的としたSDとする。

「1」の場合、リサーチ・アドミニストレーター等を配置し、かつ教育関係共同利用拠点の認定を受け、他の大学等に向けて自大学等の主催又は共催でSDを実施し、当該リサーチ・アドミニストレーター等が参加していること。

「2」の場合、リサーチ・アドミニストレーター等を配置し、かつ他の大学等と共催でSDを実施し当該リサーチ・アドミニストレーター等が参加していること。単に、当該大学等以外が主催するSDに参加しただけでは該当しない。また、大学等が加盟しているコンソーシアム等のみで実施するSDも該当しない。

「3」の場合、リサーチ・アドミニストレーター等を配置していること。また当該大学等の主催によりSDを実施し当該リサーチ・アドミニストレーター等が参加、もしくは当該リサーチ・アドミニストレーター等が外部のSDプログラムに参加していること。

「4」の場合、リサーチ・アドミニストレーター等を配置していないが、当該大学等の専任教職員等に対し、SDを実施している。専任教職員等とは、専任教員等又は専任職員として発令等がされている者であること。

「外部のSDプログラム」は、当該大学等以外が主催・共催するものであること。また、当該大学等が加盟しているコンソーシアム等が実施するもの（当該大学等が共催していない）も該当する。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 組織規程、人員配置表、雇用契約書、リサーチ・アドミニストレーター等に関する規程、SDの実施が確認できる資料、教育関係共同利用拠点の認定結果通知等

⑭ 研究力強化や研究の国際的な認知度を高める目的で、英語等の外国語による学術論文作成（もしくは翻訳）支援を実施していますか。

- |                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 1 体制として整備している。                                 | 2点 |
| 2 体制としては整備していないが、外国語での学術論文の書き方に関する授業科目を開講している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                               | 0点 |

要件等： 「体制」とは、英語等の外国語による学術論文の作成（もしくは翻訳）を支援するために、外国語による学術論文作成の相談体制、外国語翻訳（又は校正）体制あるいは費用助成等を組織的に整備しているものとする。

「2」は、外国語による学術論文作成能力の涵養を目的とする授業科目（外国語でのアカデミック・ライティングなど）を基準時点内に開講していること。

「開講」は、当該年度のシラバス等に記載があり、学生の履修登録の対象としていること。

基準時点： 体制の整備は令和6年9月30日現在、授業科目の開講は令和6年度開講科目

根拠資料例： 規程、学生等への通知文書、シラバス等

## 2. 連携等による体制整備・研究実施

⑮ 他の大学等との協定等に基づく学内施設・設備の共同利用を実施していますか。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1 複数の大学等と施設・設備を共同利用している。 | 2 点 |
| 2 共同利用している。              | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。         | 0 点 |

要件等： 大学間連携等の枠組みを通して他大学等と学内施設・設備の共同利用に供している大学等で、次のアからウの全てに該当する大学等（「共同利用・共同研究拠点」の認定を受け、イ及びウに該当する大学等は「共同利用している」に該当する）。

ア. 他大学等との間で、大学等の施設・設備の利用に関する協定等を締結していること。

イ. 他大学等の利用に供する施設・設備が、固定資産台帳上で個別に管理されており、1棟（個）又は1組の価格が500万円以上であること。

ウ. 大学等の施設・設備について、アの協定等に基づき、基準時点の間に研究を目的とした共同利用の実績があること（「共同利用・共同研究拠点」の場合は、当該拠点の施設・設備を、基準時点の間に研究を目的とした共同利用の実績があること）。

ただし、学内施設・設備については、次のaからcのいずれにも該当しないものであること。

a. 図書館

b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備

c. 通信教育部のみで所有する施設・設備

「大学等」とは、国内の大学、短期大学、高等専門学校、国外の大学等相当の学位が修得できる高等教育機関であること。

同一法人内の大学等のみで共同利用しているものは該当しない。

「1」の場合、当該大学等の施設・設備を、複数の大学等と共同利用していること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 組織規程、大学間の協定書、固定資産台帳、利用実績が確認できる資料等

⑯ 他の大学等と高度な連携に向けて、以下のいずれかの取組を実施していますか。

ア 他の国内大学等との共同教育課程

イ 他の国内大学等との連合大学院

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1 アもしくはイのいずれかを実施している。 | 2 点 |
| 2 実施していない。            | 0 点 |

要件等： 「共同教育課程」とは、大学設置基準第43条第1項、短期大学設置基準第36条第1項、大学院設置基準第31条第1項、専門職大学設置基準第55条第1項、専門職短期大学設置基準第52条第1項、専門職大学院設置基準第32条第1項に規定する課程をいう。

「連合大学院」とは、大学院設置基準第7条の2・第8条第4項、専門職大学院設置基準第45条第1項に規定する大学院をいう。

ア又はイは、既に他大学等とプログラムを導入し、基準時点内に募集している場合には、在籍する学生がいない場合であっても該当するものとする。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 規程、設置認可書類、教育課程の内容が分かる資料等

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ⑰ 他の大学等との協定等に基づく、教職員の人事交流を実施していますか。 |     |
| 1 教員及び職員について実施している。                 | 4 点 |
| 2 教員についてのみ実施している。                   | 3 点 |
| 3 職員についてのみ実施している。                   | 2 点 |
| 4 実施していない。                          | 0 点 |

要件等： 「人事交流」とは、一定の期間、当該大学等の教職員（研究員を含む）が協定先の大学等の教職員（研究員を含む）の身分となり協定先の大学等の業務を行うこと、又は協定先の大学等の教職員（研究員を含む）が当該大学等の教職員（研究員を含む）の身分となり当該大学等の業務を行うことをいう。交流先での発令等を伴わず、単に滞在したものや出張で行き来したもの等は含まない。  
他の大学等との間で人事交流の協定等が締結されており、実際に基準時点内に教職員の人事交流（相手方大学等との間で派遣または受入れ、あるいはその両方）が行われていること。なお、当該協定等は、双方への人事交流ができる内容であること。  
「大学等」とは、国内の大学、短期大学、高等専門学校、国外の大学等相当の学位が修得できる高等教育機関であること。  
交流中の身分に常勤・非常勤の別は問わない。  
同一法人内の大学等のみでの取組は該当しない。  
学部・学科・研究科等の一部で実施している場合も該当する。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 大学間の協定書、人事交流の状況が分かるもの等

- |                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| ⑱ 特定の研究課題について、他の大学等との協定等に基づく共同研究を実施していますか。 |     |
| 1 5件以上実施している。                              | 4 点 |
| 2 1～4件実施している。                              | 2 点 |
| 3 実施していない。                                 | 0 点 |

要件等： 「共同研究」は、1件（研究課題）あたりの当該大学等が支出する令和5年度所要経費が100万円以上のものとする。  
組織的な共同研究環境の整備のため、次のアからウの全てに該当すること。  
ア. 共同研究の実施にあたり、学内の委員会等（組織体）で審査し、決定している。  
イ. 共同研究の研究成果を集録した紀要等の作成を義務付けている。  
ウ. 共同研究の実施にあたり、他大学等と協定等を締結している。  
令和5年度に研究を実施しているもの（着手でも可）を対象とする。  
「大学等」とは、国内の大学、短期大学、高等専門学校、国外の大学等相当の学位が修得できる高等教育機関であること。  
同一法人内の大学等のみでの取組は該当しない。

基準時点： 令和5年度の実績

根拠資料例： 委員会等議事録、組織規程、紀要、大学間の協定書、契約書等

- |                                             |     |
|---------------------------------------------|-----|
| ⑲ 令和5年度に複数の学部・学科・研究科等が参加する分野横断的な研究を実施しましたか。 |     |
| 1 15件以上実施した。                                | 5 点 |
| 2 10～14件実施した。                               | 3 点 |
| 3 5～9件実施した。                                 | 1 点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。                            | 0 点 |

要件等： 「分野横断的な研究」とは、異なる学部・学科・研究科等（他大学等の学部・学科・研究科等を含む）に所属する複数の教員等が参加する研究であり、当該大学等の教員等が参加していること。また、参加教員等の専門分野が異なるものであること。  
令和5年度に研究を実施しているもの（着手でも可）を対象とする。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： 共同研究計画書、協定書、契約書等

⑳ 国際的研究拠点の整備のため、以下の取組を実施していますか。

- ア 研究達成目標の設定及び公表
- イ 外国籍の研究者の配置
- ウ 国際公募の実施
- エ 職務遂行にあたっての外国語使用及び支援体制の構築
- オ 成果・能力に応じた評価システム
- カ 国際的な研究集会の定期的な開催
- キ 海外機関との拠点組織レベルでの研究体制の構築

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1 ア～キの全てに該当する。   | 4点 |
| 2 ア～キのうち6つに該当する。 | 3点 |
| 3 ア～キのうち5つに該当する。 | 2点 |
| 4 ア～キのうち4つに該当する。 | 1点 |
| 5 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「ア」は、当該研究拠点での研究達成目標について明確に設定し、公表していること。  
「イ」は、当該研究拠点で研究を行う研究者のうち3割以上が外国籍の者であること。  
「ウ」は、当該研究拠点に所属する研究者や研究補助者について、国際公募を実施していること。  
「エ」は、当該研究拠点において職務上使用する言語は英語を基本とする。また、英語による職務遂行を支援するスタッフ機能を整備していること。  
「オ」は、当該研究拠点における研究者については、研究成果に関する評価システムと能力に応じた俸給システム（年俸制等）を整備していること。  
「カ」は、ある研究分野・領域における世界的な研究拠点として、国内外の研究者を集めた国際的な研究集会の定期的（少なくとも年1回）な開催を計画していること。  
「キ」は、当該研究拠点が海外の研究機関等との協定等に基づき、国際的な共同研究を継続的に実施するための連携体制を構築していること。また、「海外の研究機関等」とは、海外に所在する大学や研究所、その他これらに準ずる教育施設、又は学術研究施設及び民間企業の研究部門とする（当該大学等及び同一法人内の他大学等の海外の研究機関等は除く）。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 規程、発令簿、配置図、研究拠点に関する案内等

㉑ キャリアアップや海外研究者との国際研究ネットワークの構築などを目的として、若手研究者を海外の研究機関等へ派遣していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 派遣している。  | 2点 |
| 2 派遣していない。 | 0点 |

要件等： 若手研究者とは、令和5年9月1日現在で、40歳未満であり、かつ専任教員等として発令等されている日本人であること。

海外の研究機関等とは、海外に所在する大学や研究所、その他これらに準ずる公共的な教育施設、又は学術研究施設及び民間企業の研究部門とする（当該大学等及び同一法人内の他大学等の海外の研究機関等は除く）。

派遣とは、実際に現地に派遣され、当該研究機関等の教員等（研究員を含む。常勤・非常勤の別は問わない。）として教育研究活動に従事すること（オンラインは該当しない）。また、基準時点の間に、同じ研究機関等に連続して60日以上の間で派遣されていること。

派遣する研究者に対し、帰国時の報告書等の作成を義務付けていること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 発令簿、派遣先機関との契約書、報告書等

- ② 研究の国際化やオープン化に伴うリスクに対応するための研究インテグリティの確保に向けて、関連する規程等の整備及び関係者に適切な理解を促す取組を実施した上で、以下の取組を実施していますか。
- ア 研究者から、研究インテグリティ確保のために必要な情報を収集し、妥当性の確認を行っている。
- イ 研究の国際化やオープン化に伴うリスクが高いと判断した場合にリスクが顕在化する前に対処する仕組みを整備するとともに、研究者向けの相談窓口を設置している。
- |                  |    |
|------------------|----|
| 1 ア及びイに該当する。     | 4点 |
| 2 ア又はイに該当する。     | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「研究インテグリティ」とは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公平性を指す。

（参考）研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

「関連する規程等の整備」とは、国内だけでなく外国の活動も含めて利益相反・責務相反等の研究インテグリティに関するマネジメントを行うことができる規程等を整備している場合を指す。なお、アやイの取組は当該規程等に基づいて実施されていること。規程等の名称は問わない。

「関係者に適切な理解を促す取組」とは、文部科学省が発出した研究インテグリティに関する通知の学内周知や教授会等での説明、研究インテグリティについての理解醸成のための研修・セミナー等を指す。なお、研修・セミナー等は、研究インテグリティ単独の場合だけでなく安全保障貿易管理や利益相反等と併せて説明が行われた場合でもよい。

アの「研究者」とは、当該大学等において専任教員等として発令等されている者とする。「関連する規程等」に基づいて、「研究者」から研究インテグリティの確保のために必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援、当該支援の相手方など）を収集し、妥当性を確認している場合に該当する。

イの「リスクが高いと判断した場合にリスクが顕在化する前に対処する仕組みを整備」とは、基準時点で、リスクマネジメントを行うことができる体制（部署、委員会、人員等）を整備しているとともに、学内でリスクマネジメント体制を機能させるため、リスクの判断及びリスクが高いと判断した場合の業務手順等について、ガイドラインや手順書・フローなどを整備していること。

イの「研究者向けの相談窓口の設置」とは、基準時点で、研究インテグリティに関する相談を受け付ける体制を整備していること。

基準時点： 取組の実施及びアについては、令和5年9月1日～令和6年9月30日  
規程等の整備及びイについては、令和6年9月30日現在

根拠資料例： 会議資料、研修案内資料、組織規程、組織体制図等

### 3. 研究成果等

- ②③ 査読付き学術論文が過去3か年度以内に3件以上ある専任教員等の割合は以下のいずれに該当しますか。
- |   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 70%以上。       | 4点 |
| 2 | 50%以上 70%未満。 | 3点 |
| 3 | 30%以上 50%未満。 | 2点 |
| 4 | 30%未満。       | 0点 |

要件等： 専任教員等数は、令和6年5月1日現在で当該大学等の専任教員等（研究科及び募集停止学部等を含む）として発令等されている者の数とする。  
査読付き学術論文は、当該大学等の所属時のものに限らず、他の大学等に所属していた際に発表したものも含む。

基準時点： 教員数：令和6年5月1日現在  
学術論文の基準時点：令和3年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： 教員名簿、査読付き論文実績の分かるもの等

- ②④ 令和5年度に発表された学術論文数における国際共著論文の割合は、以下のいずれに該当しますか。
- |   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 20%以上。         | 3点 |
| 2 | 10%以上 20%未満。   | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 比率の分母は、令和5年度に当該大学等の専任教員等が発表した学術論文数の合計とする。なお、論文発表時点で、当該大学等の専任教員等（研究科及び募集停止学部等を含む）として発令等されている者の論文に限る。  
学術論文は、論文集、学術雑誌、学会機関誌、研究報告、紀要等に発表された査読付きの学術論文であること。  
共著であっても該当する。ただし、同じ内容の論文は1件として算出すること。  
比率の分子は、分母のうちの、海外の大学等の教員等（当該大学等で専任教員等である者は除く）との共著論文の件数であること。海外の大学等とは、国外の高等教育機関（国内の大学・短期大学・高等専門学校相当の学位を取得できる）であること。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日  
根拠資料例： 発令簿、論文の発表実績が分かるもの等

- ②⑤ 機関リポジトリを構築したうえで、オープンアクセスポリシーを策定・公表し、教員等の研究成果について公開していますか。
- |   |                                          |    |
|---|------------------------------------------|----|
| 1 | オープンアクセスポリシーを策定・公表し、機関リポジトリで研究成果を公開している。 | 1点 |
| 2 | 該当しない。                                   | 0点 |

要件等： 機関リポジトリにおける公開について規定したオープンアクセスポリシーを策定・公表し、機関リポジトリにおいて研究成果を公開していること。  
「公開」とは、教員等の研究の成果としての論文や研究データをインターネット上で公開しており、合法的な用途で利用することを障壁なしで許可していること。

基準時点： 令和6年9月30日現在  
根拠資料例： オープンアクセスポリシー、機関リポジトリ画面の写し等

- |                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| ②⑥ 教員等ごとの研究業績等（著書、論文、学会発表）についてホームページで公表していますか。 |     |
| 1 半数以上の専任教員等について日本語以外の言語で公表している。               | 2 点 |
| 2 3分の1以上の専任教員等について日本語以外の言語で公表している。             | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                               | 0 点 |

要件等： 令和6年9月30日現在で、専任教員等（研究科及び募集停止学部等を含む）として発令等されている者の数のうち、研究業績等（著書、論文、学会発表のいずれか）の内容を、日本語以外の言語で公表している者の数であること。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 公表方法に関するマニュアル、ホームページの写し等

#### 4. 全体総括

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| ②⑦ 過年度と比して改革の進捗が認められますか。             |     |
| 1 満点に対する得点の割合が、昨年度から15%以上向上。         | 5 点 |
| 2 満点に対する得点の割合が、昨年度から10%以上15%未満の間で向上。 | 3 点 |
| 3 満点に対する得点の割合が、昨年度から5%以上10%未満の間で向上。  | 1 点 |
| 4 該当しない。                             | 0 点 |

要件等： 本タイプの今年度の満点（本問を除く）に対する得点割合（％）と、昨年度の満点（ただし昨年度の設問②⑦を除く）に対する得点割合（％）の差により確認する。  
本タイプの採択にあたっては、本設問において「1」または「2」を選択した大学等を優先することがある。

基準時点： —

根拠資料例： —

タイプ3「地域社会の発展への貢献」地域連携型（60点満点）

1. 推進体制の構築

① 外部との主たる窓口となる全学的な地域連携のための部署を設置していますか。

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1 部署を設置し、当該部署に専任教員等又は専任職員を配置している。 | 1 点 |
| 2 該当しない。                          | 0 点 |

要件等： 「地域連携のための部署」とは、当該大学等が地方自治体や地元産業界等と様々な地域連携（例えば、地域活性化のためのシンクタンク機能、社会人の学び直し、生涯学習講座など）を総合的に行う部署（例：地域連携センター、地域連携推進室等）であり、組織規程等において当該部署の目的が明記されていること。単一の取組のみに特化した組織（生涯学習講座窓口等）は該当しない。複数のキャンパスに分かれている場合、いずれかのキャンパスにおいて当該大学等の地域連携に係る部署があれば該当する。法人に設置している場合であっても、当該大学等の地域連携に係る部署であれば該当する。

「専任教員等又は専任職員」とは、専任教員等又は専任職員として発令等がされている者。「配置」とは、当該部署に勤務を命ずるなどの発令等があり、地域連携の業務を行っていることが明確であること。

単に、地域連携のための委員会等（会議体）の構成員である場合は、「配置」に該当しない。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 組織規程、組織図、発令簿、部署の案内等

② 地方自治体と包括連携協定等を締結し、当該協定等に基づく連携事業を推進するため、協議を実施していますか。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1 複数の地方自治体の長と協議している。    | 3 点 |
| 2 複数の地方自治体と年4回以上協議している。 | 2 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。        | 0 点 |

要件等： 「包括連携協定等」とは、協定の名称を問わない。特定の取組に特化したものでなく、全般的な連携を図る旨の協定や覚書等であれば該当する。

また「包括連携協定等」とは、当該大学等と地方自治体の間で締結している協定等が該当する（他大学等と連名で締結している場合も該当する）。ただし、当該大学等が加盟するコンソーシアムやプラットフォーム等が地方自治体と締結したもの（当該大学等がコンソーシアム等の代表校として地方自治体と締結したもの）は、該当しない。

「協議」とは、当該協定等に基づく連携事業を推進するため、当該大学等が地方自治体との間で基準時点内に行っていること。ただし、書面・メール・電話等のみで行うもの（いわゆる持ち回り開催）は該当しない。なお、協定等の締結は基準時点より前であっても可。

「1」の場合は、複数の異なる地方自治体の長と協議している場合に該当する。

「2」の場合は、複数の異なる地方自治体と各2回以上協議している場合に該当する。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： 協定書、議事録等



- ③ 地元産業界等と包括連携協定等を締結し、当該協定等に基づく連携事業を推進するため、協議を実施していますか。
- |                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 複数の地元産業界等と年4回以上協議している。 | 2点 |
| 2 上記に該当しない。              | 0点 |

要件等： 「包括連携協定等」とは、協定の名称を問わない。特定の取組に特化したものでなく、全般的な連携を図る旨の協定や覚書等であれば該当する。

また「包括連携協定等」とは、当該大学等と地元産業界等の間で締結している協定等が該当する（他大学等と連名で締結している場合も該当する）。ただし、当該大学等が加盟するコンソーシアムやプラットフォーム等が地元産業界等と締結したもの（当該大学等がコンソーシアム等の代表校として地元産業界等と締結したもの）は、該当しない。

「協議」とは、当該協定等に基づく連携事業を推進するため、当該大学等が地元産業界等との間で基準時点内に行っていること。ただし、書面・メール・電話等のみで行うもの（いわゆる持ち回り開催）は該当しない。なお、協定等の締結は基準時点より前であっても可。

「1」の場合は、複数の異なる地元産業界等と各2回以上協議している場合に該当する。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： 協定書、議事録等

- ④ 昨年度、地方自治体から受けた以下の経済的支援はどの程度の規模ですか。
- ア 公有財産（土地又は建物）の廉価（又は無償）使用  
 イ 地方自治体からの補助金・助成金・寄付金等  
 ウ ア・イ以外の経済的支援（委託費等）
- |                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 受入額・支援相当額が計1,000万円以上である。 | 3点 |
| 2 受入額・支援相当額が計500万円以上である。   | 2点 |
| 3 受入額・支援相当額が計200万円以上である。   | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。           | 0点 |

要件等： 地方自治体から受ける経済的支援であること。外郭団体等から受けるものは除く。

アの支援相当額は、基準時点に係る正規の使用料等や市場価格との比較による概算額も該当する。ただし、概算額について合理的に説明できるものに限る。

イ・ウは、地方自治体からの受入金額であり、令和5年度決算に帰属する収入額（未収金を含む）とすること。

イ・ウは、法令に基づき実施しなければならない事項に係る補助金等（例：結核予防費補助金等）は除く。

ウは、地方自治体からの委託を受け、大学等と地方自治体との間で、協定・契約等に基づいて行われているものであること。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： 協定書、契約書、申込書、決算書等

⑤ 昨年度、地元産業界等から受けた以下の経済的支援はどの程度の規模ですか。

ア 地元産業界等からの寄付金の受入金額

イ 地元産業界等からの受託研究の受入金額

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1 受入金額が計 1,000 万円以上である。 | 2 点 |
| 2 受入金額が計 500 万円以上である。   | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。        | 0 点 |

要件等： 地元産業界等からの受入金額であり、令和 5 年度決算に帰属する収入額（未収金を含む）とすること。

アは、当該大学等に対する地元産業界等からの寄付金であること。当該大学等に対する寄付であることが明確であれば、用途を限定しないものも該当する。

イは、産業界等からの委託を受けて大学等の教員が本務の一環として行う研究であること。また、大学等と地元産業界等との間で、協定・契約等に基づいて行われている受託研究であること。

基準時点： 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

根拠資料例： 協定書、契約書、申込書、決算書等

## 2. 中長期的な計画

⑥ 地域連携推進に関する目標・計画を策定し、具体的な数値で設定された活動指標及び取組全体に係る成果としてのアウトカム指標を設定していますか。

- |                                                  |     |
|--------------------------------------------------|-----|
| 1 目標・計画を策定し、5 種類以上の活動指標及び 2 種類以上のアウトカム指標を設定している。 | 2 点 |
| 2 目標・計画を策定し、活動指標及びアウトカム指標を設定している。                | 1 点 |
| 3 上記に該当しない。                                      | 0 点 |

要件等： 「地域連携推進に関する目標・計画」とは、大学等としての、地域連携における将来目標と具体化のための計画内容が含まれるものであり、例えば、体制整備、生涯学習、地域交流、人材育成、共同研究など地域連携の総合的な推進方策が記載された目標・計画のこと。産学連携のみに特化した目標・計画は該当しない。  
「活動指標」とは、地域連携推進に関する目標・計画に沿った各種取組等の実施に係る具体的な数値目標（実施件数や参加者数等）。

「アウトカム指標」とは、地域連携推進に関する目標・計画に沿ったアウトカムに相当する数値目標であり、満足度や理解度、就業率、進学率、入学者数など、各種の取組・活動全体の成果としての達成度を測定するものとする（活動指標に相当する指標はアウトカム指標としてカウントしないこと）。年度単位のものでも、計画全体を通して達成するものでも、該当する（年度単位と計画全体の指標が同種である場合、いずれか一方でのみカウントすること）。アウトカム指標は、満足度や理解度など学生や企業等の利害関係者の視点に立った評価指標と、既存の信頼できる統計データ（地域内全体の進学状況や就職状況、各種全国平均数値データとの比較など）を基に設定することが考えられ、その場合には地域の実態に合わせた適切な指標を設定すること。

指標は、活動指標とアウトカム指標のいずれか一方のみに位置付けることとし、一つの指標を活動指標とアウトカム指標の両方に位置付けることは不可とする。

基準時点： 令和 6 年 9 月 30 日現在

根拠資料例： 目標・計画、議事録等

⑦ 学部・学科・研究科等の正規の教育課程の編成にあたって、協定等を締結している地方自治体又は複数の地元産業界等から意見を聴取し、その意見を教育課程の編成に活用しましたか。

- |                                                       |     |
|-------------------------------------------------------|-----|
| 1 全学部・学科・研究科等の教育課程について意見を聴取したうえで、当該意見を教育課程の編成に活用している。 | 4 点 |
| 2 一部の学部・学科・研究科等の教育課程について意見を聴取し、当該意見を教育課程の編成に活用している。   | 3 点 |
| 3 上記には該当しないが、一部の学部・学科・研究科等の教育課程について意見を聴取した。           | 1 点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。                                      | 0 点 |

要件等： 「意見を聴取」とは、地方自治体又は複数の地元産業界等に対し、正規の教育課程（正課）全般について、基準時点内に意見を聴取するものであること。意見の聴取は、協定等に基づき組織的に行われること。なお、正課外の内容のみの場合や、課程全般ではなく一部の科目等のみを意見の聴取対象としている場合（既に定まっている実習等の科目について、その中身や時期等に関する要望等の聴取に留まる等）は、該当しない。

「1」及び「2」の活用とは、聴取した意見を用いて、教育課程の編成の議論等を基準時点内に実施していることが分かること。なお、活用が基準時点内に行われていれば、活用に応じた意見の聴取自体が基準時点より前であっても該当する。

「複数の地元産業界等」とは、地元産業界等に該当する2つ以上の法人、あるいは複数の地元産業界等に該当する法人により構成される業界別団体や経済団体等とする。

基準時点： 令和4年4月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 聴取内容等が確認できる資料、協定書、契約書、覚書、議事録等

⑧ 大学等における地域連携に係る活動等について、幅広い地域社会の意見を反映させるため、地域住民等からの意見募集等、地域の声を把握する取組を実施していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 実施している。  | 2 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 「地域の声を把握する取組」とは、例えば、地域連携推進に係る計画や、取組実績についてパブリックコメント等の意見募集を行うことや、成果報告会等の際に地域住民の出席を得て意見を述べる機会を設けることなど、包括連携協定等を締結した地方自治体及び地元産業界等以外の地域の声を把握する取組であること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 報告会開催通知等

### 3. 個別取組

⑨ 地方自治体及び地元産業界等と連携し、リスクマネジメント体制を構築していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 構築している。  | 2 点 |
| 2 構築していない。 | 0 点 |

要件等： 当該大学等と地方自治体及び地元産業界等が連携して、リスク（例えば、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等）に対しリスクマネジメント体制が構築できていること。構築とは、例えば、マニュアルの策定をすることや、リスクを定期的に評価・点検する体制の構築などが挙げられる。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 協定書、覚書、マニュアル、規程、議事録等

⑩ 地方自治体又は地元産業界等との連携による地域課題の解決を目的とした研究を実施していますか。

- |   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| 1 | 5件以上実施している。     | 3点 |
| 2 | 3件以上5件未満実施している。 | 2点 |
| 3 | 1件以上3件未満実施している。 | 1点 |
| 4 | 実施していない。        | 0点 |

要件等： 地方自治体又は地元産業界等との連携による地域課題解決を目的とした研究であることが契約書等から確認できること。  
地方自治体又は地元産業界等の年度事業計画・中長期計画等の公表資料において、当該研究に係る事業内容が明確に記載された研究であること。  
教員等個人の研究ではなく、大学等が組織として認めた研究であり、取組状況を自大学等のホームページ等で公表していること。  
基準時点内に研究を行っていることが分かること（基準時点内の一部期間でも可）。

基準時点： 公表については、令和6年9月30日現在  
研究の実施については、令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 契約書、研究内容・時期が確認できる資料、地方自治体等の中長期計画、ホームページの写し等

⑪ 地域貢献活動や学生の教育実践の場等として、地域住民等向けの各種相談窓口等（子育て相談、心理相談、福祉相談等）を設置していますか。

- |   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 設置し、活動実績がある。 | 1点 |
| 2 | 該当しない。       | 0点 |

要件等： 「地域住民等」とは、組織等でなく、個人であること。  
地域貢献活動や学生の教育実践の場等として、地域住民等向けの相談窓口を当該大学等が常設（又は定期的に開設）し、当該相談窓口の設置を地域住民等向けに広報していること。相談窓口の運営にあたり、教職員のみならず当該大学等の学生が関与している場合も該当する。なお、単発での実施や不定期開催のイベント等は該当しない。  
公開講座等における質問受付、受講相談等の場合は該当しない。  
基準時点内に、各種相談の活動実績があること。なお、相談にあたっての有償無償は問わない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 規程、地域住民への案内文、相談実績が分かる資料等

- ⑫ 学生が地域に対する理解を深めることを目的とした、正課の科目（地域名を冠した授業や学生が主体的に地域に関わる授業など）を開講していますか。
- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1 一部の学部等において必修科目として開講している。 | 2 点 |
| 2 一部の学部等において選択科目として開講している。 | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。           | 0 点 |

要件等： 当該科目は、対象となる地域の地方自治体と授業内容等を協議したうえで開講される科目であること。  
また、「地域」に対する理解を深めることを目的とし、かつ教育内容が「地域」に対する理解を深めるものであることが、シラバス等から明確に分かる授業科目であること。  
「開講」とは、当該年度のシラバス等に記載があり、当該年度に学生の履修登録の対象としていること。なお、募集停止学部等において開講している科目は該当しない。

基準時点： 令和 6 年度開講科目

根拠資料例： 履修要綱、シラバス、議事録等

- ⑬ 学生のボランティア活動に対する以下の取組を実施していますか。

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| ア ボランティア活動を単位として認定する科目の開講 |     |
| イ ボランティア活動を支援するための部署の設置   |     |
| 1 ア及びイを実施している。            | 2 点 |
| 2 アもしくはイのどちらかを実施している。     | 1 点 |
| 3 いずれも実施していない。            | 0 点 |

要件等： アの「科目の開講」とは、一定期間のボランティア活動を実施することにより単位が認定される、シラバス等に明記された正課の科目を、当該年度に学生の履修登録の対象としていること。  
イは、学生のボランティア活動に関し、情報提供支援や相談サービスなどを支援する部署を設置していること。

基準時点： アは令和 6 年度開講科目、イは令和 6 年 9 月 30 日現在

根拠資料例： 学生への通知文、シラバス、規程、組織図等

- ⑭ 社会人教育や地域の教育研究拠点となることを目的としたサテライトキャンパスを設置していますか。
- |            |     |
|------------|-----|
| 1 設置している。  | 1 点 |
| 2 設置していない。 | 0 点 |

要件等： 「サテライトキャンパス」とは、大学設置基準第 25 条第 4 項、短期大学設置基準第 11 条第 4 項、高等専門学校設置基準第 17 条の 2 第 3 項、専門職大学設置基準第 18 条第 4 項、専門職短期大学設置基準第 15 条第 4 項に基づき設置される、本校以外のキャンパスのこと（複数の学校法人が共同で設置するものは該当しない）。また、当該サテライトキャンパスの目的に、社会人教育の実施又は地域の教育研究拠点であることが含まれること。なお、当該サテライトキャンパスについて、学内の規程等において明記されているとともに、ホームページで当該大学等のサテライトキャンパスであることが公表されていること。なお、学部等教育を行うキャンパスとは別に、社会人教育に特化した大学院等を設置したキャンパス等を設置している場合を含む（ただし、学部等教育を行うキャンパスと校地が隣接しているものは除く）。

基準時点： 令和 6 年 9 月 30 日現在

根拠資料例： 規程、組織図、ホームページの写し、パンフレット等

⑮ 昨年度、地方自治体や地元産業界等からの要望により実施された講師派遣の実績は、以下のいずれに該当しますか。

- |   |                |     |
|---|----------------|-----|
| 1 | 30 件以上。        | 3 点 |
| 2 | 20 件以上 30 件未満。 | 2 点 |
| 3 | 10 件以上 20 件未満  | 1 点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 「講師派遣」とは、地方自治体や地元産業界等からの要望や依頼等により、大学等の教職員が授業や講演、パネリスト等における講師として学術的な解説等を行うこと。  
講師派遣の有償無償は問わない。

基準時点： 令和 5 年度実績

根拠資料例： 依頼文、講師派遣申込書等

⑯ 昨年度、当該大学等が実施した公開講座の数は、以下のいずれに該当しますか。

- |   |                                  |     |
|---|----------------------------------|-----|
| 1 | 40 講座以上又は専任教員等数を上回る数の講座を実施した。    | 3 点 |
| 2 | 20 講座以上又は専任教員等数の半数を上回る数の講座を実施した。 | 1 点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。                   | 0 点 |

要件等： 「公開講座」とは、社会一般の教養の啓発を目的として正課の授業とは別に開講されているものとする。資格付与のための講座（当該講座を受講することで一定の資格が付与される講座）は該当しない（ただし、当該大学等が独自に創設した資格の場合は該当する）。

（該当例）実務者に対する専門的知識技術の習得を目的とするもの、一般成人に対する生活上の知識技能の習得を目的とするもの、一般教養の向上を図ることを目的とするもの等

講座数は、開講した講座数を、受講者の募集をした講座ごとに 1 講座として計算すること（募集の結果、受講者が集まらず開講されなかったものは該当しない）。なお、募集の対象が当該大学等の学生のみの場合は、該当しない。

当該大学等が主催又は共催しているもの。単に講師派遣のみの場合は該当しない。

「専任教員等数」は、令和 5 年 5 月 1 日現在で当該大学等の専任教員等として発令等されている者の数とする。

基準時点： 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

根拠資料例： 募集要項、講座の実施が確認できる資料等

⑰ 学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条による履修証明プログラムについて、プログラムの策定にあたり、地方自治体又は地元産業界等から意見を聴取したうえで開講し、基準時点内に社会人受講者に対する履修証明書の交付実績がありますか。

- |   |                            |     |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 10 件以上の交付実績がある。            | 3 点 |
| 2 | 1 件以上 10 件未満の交付実績がある。      | 2 点 |
| 3 | 交付実績はないが、意見を聴取したうえで開講している。 | 1 点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。             | 0 点 |

要件等： 「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。  
 ①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）  
 ②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者  
 ③主婦・主夫  
 「意見を聴取」とは、大学等として組織的に実施していること。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 聴取の内容が確認できる資料、募集要項、履修証明書、社会人受講者であることが分かるもの（履歴書）等

|                                                               |                                                                                                    |    |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ⑱ 昨年度に卒業した学生のうち企業等へ就職した学生に占める地方企業等へ就職した学生の割合は、以下のいずれかに該当しますか。 |                                                                                                    |    |
| 1                                                             | 都市部の大学：30%以上<br>地方の大学：85%以上<br>都市部の短期大学及び高等専門学校：20%以上<br>地方の短期大学及び高等専門学校：95%以上                     | 2点 |
| 2                                                             | 都市部の大学：20%以上30%未満<br>地方の大学：75%以上85%未満<br>都市部の短期大学及び高等専門学校：15%以上20%未満<br>地方の短期大学及び高等専門学校：90%以上95%未満 | 1点 |
| 3                                                             | 上記以外                                                                                               | 0点 |

要件等： 都市部は、①首都圏整備法の「既成市街地」あるいは「近郊整備地帯」、②近畿圏整備法の「既成都市区域」あるいは「近郊整備区域」、③中部圏開発整備法の「都市整備区域」とし、それ以外を地方とする。地方企業等の判断は学生の勤務地とし、令和6年5月1日現在で勤務地が明らかでない場合には、本社所在地で判断すること。  
 割合は、昨年度に卒業生のあった設置学部等ごとに算出したもののうち、最も高い得点になる学部等の割合を用いて判断すること。都市部、地方の区別は当該学部等の所在地で判断すること（勤務地が海外の場合は、「企業等へ就職した学生」にのみ含めること）。  
 都市部、地方の双方に学部等を設置する大学等は、いずれの学部等を選択しても構わない。  
 「企業等」とは、会社法第2条第1項で定める「会社」のほか、公務員、自営業、NPO法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等も含む。  
 「就職した学生」とは、令和5年度内に卒業した学生のうち、以下のa～dに掲げるいずれかに該当する者をいう。  
 a. 雇用の期間の定めがなく正規の職員・従業員として雇用された者。なお、条件付任用期間がある場合は、当該期間終了後に正規の職員・従業員として採用されることが通例である場合は対象とする。  
 b. 自営業主等（個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者）。  
 c. 雇用の期間が1年以上で期間の定めがある者であり、かつ1週間の所定の労働時間が概ね30～40時間程度の者  
 d. 医療機関において「臨床研修医」として勤務する者

基準時点： 令和6年5月1日現在

根拠資料例： 学生進路調査等

⑱ 大学等としての方針や中長期的な目標に、リカレント教育を位置付けるとともに、大学等の強み・リソース及び地域社会等からのニーズを踏まえた具体的なテーマ・分野を選定していますか。

- |                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| 1 大学等としての方針や中長期的な目標に位置付けた上で、具体的なテーマ・分野を選定している。 | 3 点 |
| 2 大学等としての方針や中長期的な目標に位置付けている。                   | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                               | 0 点 |

要件等： 大学等としての方針や中長期的な目標について、名称は問わない。

「リカレント教育」とは、リスキリング（時代のニーズに即して職業上新たに求められる能力・スキルを身に付けること）やアップスキリング（現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること）等の社会変化への対応や自己実現を図るための社会人の学び直し全般を指す。

「大学等の強み・リソース及び地域社会等からのニーズを踏まえた具体的なテーマ・分野を選定」とは大学等としてリカレント教育に活用可能な教育に係る学内シーズを整理するとともに、地方自治体又は地元産業界等からのヒアリングや意見交換等により地域や企業からの大学等に対する期待や、企業等が有する人材育成上の課題、人材育成ニーズを把握し、この両者を踏まえて、リカレント教育として提供する具体的なテーマ・分野を学内で検討し、選定していること。また、ホームページ等で公表していること。

（参考）「大学等におけるリカレント教育の持続可能な運営モデルの開発・実施に向けたガイドライン」（令和5年3月）

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 方針・計画、議事録、ホームページの写し等

⑲ 社会人を対象とした教育プログラムについて、以下の取組を行っていますか。

ア 獲得できるスキルや能力をプログラムごとに明示した上で、ホームページ等で広く公表している。

イ オンラインでの受講を可能とし、ホームページ等で広く公表している。

ウ 平日の夕方や夜間、土日などの休日等に関講し、ホームページ等で広く公表している。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 上記全ての取組を実施している。 | 3 点 |
| 2 上記のうち、2つ実施している。 | 2 点 |
| 3 上記のうち、1つ実施している。 | 1 点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。  | 0 点 |

要件等： 「ア」については、少なくとも、プログラム名・内容・受講料・獲得できる具体的なスキルや能力をホームページ等で公表していること。

「イ」については、複数回の受講が必要な教育プログラムについて、社会人に配慮してオンラインでの受講を可能とし、ホームページ等で公表していること。

「ウ」については、複数回の受講が必要な教育プログラムについて、社会人に配慮して、平日の夕方や夜間、土日などの休日等に関講（1日に複数のプログラムを受講する集中講座等を含む）し、ホームページ等で公表していること。

「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）

②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者

③主婦・主夫

基準時点： アは令和6年9月30日現在、イ・ウは令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 募集要項、講座の実施が確認できる資料、ホームページの写し等



- ②① 厚生労働省より、雇用保険法第60条の2（教育訓練給付金）に規定する教育訓練として指定を受けた講座を有していますか。
- |           |     |
|-----------|-----|
| 1 有している。  | 1 点 |
| 2 有していない。 | 0 点 |

要件等： 令和6年度に開講する講座を有している場合に限る。開講実績の有無を問わない。

基準時点： 令和6年度内に開講する講座

根拠資料例： 教育訓練講座指定の関連書類、利用案内等

- ②② 令和5年度に、科目等履修生制度に基づき受け入れた科目等履修学生であり、かつ単位を付与した学生のうち、社会人学生は以下のいずれに該当しますか。
- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1 10人以上である。      | 3 点 |
| 2 5人以上10人未満である。  | 2 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 令和5年度に、科目等履修生制度（大学設置基準第31条、大学院設置基準第15条、短期大学設置基準第17条、高等専門学校設置基準第21条、専門職大学設置基準第28条、専門職短期大学設置基準第25条、専門職大学院設置基準第45条）に基づき受け入れた科目等履修学生であり、かつ単位を付与した学生のうちの社会人学生の数であること。  
「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

- ①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）
- ②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- ③主婦・主夫

基準時点： 令和5年度入学者

根拠資料例： 学則、学籍簿、入学願書など社会人であることが分かるもの（履歴書など）等

- ②③ 長期履修学生制度に基づき、その登録を行っている社会人学生は、以下のいずれに該当しますか。
- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1 5人以上である。       | 2 点 |
| 2 1人以上5人未満である。   | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 学部・学科・研究科等における正規課程において、長期履修学生制度（大学設置基準第30条の2、大学院設置基準第15条、短期大学設置基準第16条の2、専門職大学設置基準第27条、専門職短期大学設置基準第24条、専門職大学院設置基準第45条）に基づき、長期履修学生の登録を令和6年5月1日現在に行っている社会人学生の数であること。

学則で定められた修業年限を超過しているかどうかは問わない。

「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

- ①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）
- ②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- ③主婦・主夫

基準時点： 令和6年5月1日現在

根拠資料例： 学則、学籍簿等

②④ 地方自治体又は地元産業界等と連携して、地域防災や地域医療・福祉を支える人材を育成するためのプログラムを、社会人を対象に実施していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 実施している。  | 1 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 地方自治体又は地元産業界等と協定書等に基づき、講演内容等を協議し実施するプログラムであり、社会人を対象に含めて受講の募集をしていること。  
本設問における「社会人」とは、学生以外の一般人をいう。  
地域防災人材もしくは地域の医療・福祉現場を支える人材を育成することを目的としたプログラムであること。  
同目的を達成するため、異なる内容の講演等を複数回受講することが必要とされるプログラムであること。  
複数回のプログラムのうち、受講が基準時点内に一回でもあれば該当する。  
設問②⑤と同内容のプログラムは該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 契約書、協定書、実施要領、募集案内、議事録等

②⑤ 地方自治体又は地元産業界等と連携して、地域経済の活性化を支える人材を育成するためのプログラムを、社会人を対象に実施していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 実施している。  | 1 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 地方自治体又は地元産業界等と協定書等に基づき、講演内容等を協議し実施するプログラムであり、社会人を対象に含めて受講の募集をしていること。  
本設問における「社会人」とは、学生以外の一般人をいう。  
地域経済の活性化を支える人材を育成することを目的としたプログラムであること。  
同目的を達成するため、異なる内容の講演等を複数回受講することが必要とされるプログラムであること。  
複数回のプログラムのうち、受講が基準時点内に一回でもあれば該当する。  
設問②④と同内容のプログラムは該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 契約書、協定書、実施要領、募集案内、議事録等

#### 4. 全体総括

②⑥ 過年度と比して改革の進捗が認められますか。

- |                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| 1 満点に対する得点の割合が、昨年度から 15%以上向上。          | 5 点 |
| 2 満点に対する得点の割合が、昨年度から 10%以上 15%未満の間で向上。 | 3 点 |
| 3 満点に対する得点の割合が、昨年度から 5%以上 10%未満の間で向上。  | 1 点 |
| 4 該当しない。                               | 0 点 |

要件等： 本タイプの今年度の満点（本問を除く）に対する得点割合（％）と、昨年度の満点（ただし昨年度の設問㉔を除く）に対する得点割合（％）の差により確認する。  
本タイプの採択にあたっては、本設問において「１」または「２」を選択した大学等を優先することがある。

基準時点： —

根拠資料例： —

### タイプ3「地域社会の発展への貢献」プラットフォーム型

(プラットフォーム共通設問)(49点満点)

#### 基礎要件

タイプ3「地域社会の発展への貢献」プラットフォーム型については、プラットフォームの構築に必要な体制の整備が申請するための要件となる。

プラットフォーム構築に必要な体制を整備している。

要件等： プラットフォーム参画大学等は、2以上の設置者が置く大学等があること（大学等の国公私は問わない）。  
プラットフォームに参画する大学等の総数に対する、「活性化対象地域」に所在する大学等の数の割合が50%超であること。  
プラットフォーム参画大学等と、地方自治体及び産業界等が参加するプラットフォームの意思決定体制が整備されていること。  
プラットフォーム参画大学等の間で、定期的な協議の実績があること。各種取組に対する検討部会、ワーキンググループ等の組織が整備されていること。  
活性化対象地域の地方自治体のうち1つ以上が、プラットフォームに参画していること。  
活性化対象地域とは、プラットフォームにおいて活性化の対象として設定する地域であり、都道府県や市区町村であること。  
産業界等が、プラットフォームに複数参画していること。  
活性化対象地域にある地方自治体から意見書の提出があること。  
プラットフォームにおける中長期計画を策定していること。なお、中長期計画は、5か年以上の期間を定め、令和6年度を期間に含む中長期計画であること。  
中長期計画の実施状況について、評価時期、評価体制、評価結果の反映方法等を定め、評価する仕組みを整備していること。  
中長期計画実行にあたって、計画年度全体に係るロードマップ及び基準時点を含む1年単位のロードマップ（1年間の各事業予定内容が分かるもの）を作成していること。また、中長期計画及びプラットフォームの個別事業や取組内容の詳細についてホームページで公表していること。

基準時点： 令和6年9月30日現在、定期的な協議の実績の場合は令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 計画、議事録、関連規程、ホームページの写し、組織図等

#### 評価項目

##### 1. 推進体制の構築

- ① プラットフォームにおける協議体制の運営支援及びプラットフォームの中長期計画の実施を推進するため、基礎要件の意思決定体制や定期的な協議の実績とは別に、企画立案、連絡調整、進捗管理などを行う事務局体制を整備していますか。
- |                                                                               |    |
|-------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 複数の組織の構成員からなる常設の事務局を整備している。<br>または、複数の組織の構成員からなる委員会形式の事務局（月1回以上の開催）を整備している。 | 2点 |
| 2 単独の組織の構成員からなる常設の事務局を整備している。<br>または、複数の組織の構成員からなる委員会形式の事務局（月1回未満の開催）を整備している。 | 1点 |
| 3 整備していない。                                                                    | 0点 |

要件等： 「事務局体制」とは、プラットフォームにおける協議体制の運営支援及びプラットフォームの中長期計画の実施を推進するため、運営上の諸事務を担当する体制とする。

「常設の事務局」の場合は、プラットフォームの決定や協定等に基づいて設置するものであること。また、常設の事務局に配置される構成員は、非常勤や兼務でも該当する。「1」の場合は、複数の組織（プラットフォーム参画団体のうち2つ以上）からの構成員が配置されるもの（他の組織に所属することなくプラットフォーム事務局のみを担当する構成員が配置されている場合も「1」に該当する）。「2」の場合は、1つの組織からの構成員が配置されるもの。

「委員会形式の事務局」の場合は、複数の組織（プラットフォーム参画団体のうち2つ以上）の構成員からなるもの。また、当該委員会等が月1回以上（又は未満）の頻度で開催することがプラットフォームにおいて機関決定されていること。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

② プラットフォーム参画大学等と、地方自治体との間で包括連携協定等を締結し、協議体制を構築していますか。

- |                                                      |    |
|------------------------------------------------------|----|
| 1 包括連携協定等を締結しており、地方自治体の長が定期的に参加する協議体制を構築している。        | 3点 |
| 2 包括連携協定等を締結しており、地方自治体の担当者が年4回以上定期的に参加する協議体制を構築している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                                     | 0点 |

要件等： 「包括連携協定等」とは、全てのプラットフォーム参画大学等（又はプラットフォーム自体）と地方自治体との間で締結しているもので、プラットフォームの連携体制に関するもの。一部のプラットフォーム参画大学等のみと締結しているものは該当しない。

「包括連携協定等」とは、協定の名称を問わず、地方自治体と協議のうえで、複数の事項について連携する旨の協定や覚書等とする。

「定期的に参加する協議体制」とは、今後定期的に協議を行うことをプラットフォームとして決定している場合、又は実際に協議を過去2か年度以上継続して実施していることが確認できる場合とする。

「協議」とは、全てのプラットフォーム参画大学等（又は協定等に基づいて選任された一部の大学等）と当該地方自治体の間で行うものとする。ただし、書面・メール・電話等のみで行うもの（いわゆる持ち回り開催）は該当しない。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、その他地方自治体からの提供文書等

③ プラットフォーム参画大学等と、産業界等の間で包括連携協定等を締結し、協議体制を構築していますか。

- |                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 1 包括連携協定等を締結しており、年4回以上定期的に参加する協議体制を構築している。 | 2点 |
| 2 包括連携協定等を締結しており、年2回以上定期的に参加する協議体制を構築している。 | 1点 |
| 3 上記に該当しない。                                | 0点 |

要件等： 「包括連携協定等」とは、全てのプラットフォーム参画大学等（又はプラットフォーム自体）と産業界等との間で締結しているもので、プラットフォームの連携体制に関するもの。一部のプラットフォーム参画大学等のみと締結しているものは該当しない。

「包括連携協定等」とは、協定の名称を問わず、産業界等と協議のうえで、複数の事項について連携する旨の協定や覚書等とする。

「定期的に参加する協議体制」とは、今後定期的に協議を行うことをプラットフォームとして決定している場合、又は実際に協議を過去2か年度以上継続して実施していることが確認できる場合とする。

「協議」とは、全てのプラットフォーム参画大学等（又は協定等に基づいて選任された一部の大学等）と当該産業界等の担当者の間で行うものとする。ただし、書面・メール・電話等のみで行うもの（いわゆる持ち回り開催）は該当しない。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、その他産業界等からの提供文書等

④ 地方自治体から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。

- |                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| 1 プラットフォームの運営そのものに対する支援及び個別の取組に対する支援の両方がある。 | 3点 |
| 2 プラットフォームの運営そのものに対する支援がある。                 | 2点 |
| 3 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。              | 1点 |
| 4 支援がない。                                    | 0点 |

要件等： 本設問における「地方自治体」とは、「活性化対象地域」として設定された地方自治体とする。なお、プラットフォームに参画していない地方自治体であっても、「活性化対象地域」として設定されている場合は該当する。

支援は、「財政支援」（補助金、助成金など）、「人的支援」（職員等の派遣など）、「物的支援」（物資提供、場所・車両等の提供など）とする。「財政支援」「物的支援」の場合、支援額又は支援相当額が10万円以上の支援とする。

「プラットフォームの運営そのものに対する支援」における「財政支援」「物的支援」とは、用途を特定しないもの、又はプラットフォームそのものの運営に充てるものとする。また「人的支援」とは、共通設問①の常設の事務局に恒常的に職員等が派遣されていることとする（委員会形式の事務局への職員等の派遣は該当しない）。

「プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援」とは、プラットフォームとして実施する取組（少なくとも複数法人の大学等が実施する取組）に対する支援であること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

⑤ 産業界等から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。

- |                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| 1 プラットフォームの運営そのものに対する支援及び個別の取組に対する支援の両方がある。 | 3点 |
| 2 プラットフォームの運営そのものに対する支援がある。                 | 2点 |
| 3 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。              | 1点 |
| 4 支援がない。                                    | 0点 |

要件等： 本設問における「産業界等」とは、「活性化対象地域」に所在する商工会等の団体又は企業等とする。プラットフォームに参画していない商工会等の団体又は企業等であっても、「活性化対象地域」に所在する場合は該当する。

支援は、「財政支援」（補助金、助成金など）、「人的支援」（職員等の派遣など）、「物的支援」（物資提供、場所・車両等の提供など）とする。「財政支援」「物的支援」の場合、支援額又は支援相当額が10万円以上の支援とする。

「プラットフォームの運営そのものに対する支援」における「財政支援」「物的支援」とは、用途を特定しないもの、又はプラットフォームそのものの運営に充てるものとする。また「人的支援」とは、共通設問①の常設の事務局に恒常的に職員等が派遣されていることとする（委員会形式の事務局への職員等の派遣は該当しない）。

「プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援」とは、プラットフォームとして実施する取組（少なくとも複数法人の大学等が実施する取組）に対する支援であること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

## 2. 中長期的な計画

- ⑥ 活性化対象地域における高等教育の各種の課題に対して、具体的な数値で設定された活動指標及び取組全体に係る成果としてのアウトカム指標を設定し、達成状況等を踏まえ検証及び取組の改善を行っていますか。
- |   |                                                      |    |
|---|------------------------------------------------------|----|
| 1 | 10種類以上の活動指標と、2種類以上のアウトカム指標を設定し、達成状況等を踏まえ検証・改善を行っている。 | 2点 |
| 2 | 5～9種類の活動指標と、2種類以上のアウトカム指標を設定し、達成状況等を踏まえ検証・改善を行っている。  | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。                                       | 0点 |

要件等： 「活動指標」とは、プラットフォームで設定した課題を解決していくために、「中長期計画」で設定された各種取組等の実施に係る具体的な数値目標（実施件数や参加者数などの様式3の「達成目標・活動指標等」における活動指標など）。

「アウトカム指標」とは、「中長期計画」で設定されたビジョン・目標・指標のうち、アウトカムに相当する数値目標（様式1の概要図に示す「ビジョン・目標」における数値目標や、様式3の「達成目標・活動指標等」における数値で設定された達成目標など）であり、満足度や理解度、就業率、進学率、入学者数など各種の取組・活動全体の成果としての達成度を測定するものとする（活動指標に相当する指標はアウトカム指標としてカウントしないこと）。年度単位のものでも、計画全体を通して達成するものでも、該当する（年度単位と計画全体とが同種の指標である場合、いずれか一方でのみカウントすること）。アウトカム指標は、満足度や理解度など学生や企業等の利害関係者の視点に立った評価指標と、既存の信頼できる統計データ（地域内全体の進学状況や就職状況、各種全国平均数値データとの比較など）を基に設定することが考えられ、その場合には地域の実態に合わせた適切な指標を設定すること。

指標は、活動指標とアウトカム指標のいずれか一方のみに位置付けることとし、一つの指標を活動指標とアウトカム指標の両方に位置付けることは不可とする。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、数値目標・活動指標等

- ⑦ プラットフォームにおいて、活性化対象地域における高等教育のグランドデザインについて継続的な議論を行っていますか。
- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1 実施し、議論の取りまとめ等を一般に公表している。 | 2 点 |
| 2 実施している。                  | 1 点 |
| 3 実施していない。                 | 0 点 |

要件等： 「高等教育のグランドデザイン」とは、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日 中央教育審議会）等も念頭に、活性化対象地域における長期的な高等教育の展望、教育の質の保証、各高等教育機関の役割や、18 歳人口の減少等を踏まえた地域の高等教育の将来像をいう。  
「1」「2」の場合、当該プラットフォームに置く合議組織などにおいて、具体的な議論が行われていること。

基準時点： 令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日

根拠資料例： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組実施内容が分かるもの等

- ⑧ プラットフォームの活動等について、幅広い地域社会の意見を反映させるため、地域住民等からの意見募集等、地域の声を把握する取組を実施していますか。
- |            |     |
|------------|-----|
| 1 実施している。  | 1 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 「地域の声を把握する取組」とは、例えば、中長期計画や取組実績についてパブリックコメント等の意見募集を行うことや、成果報告会等の際に地域住民の出席を得て意見を述べる機会を設けることなど、プラットフォーム参画機関以外の地域の声を把握する取組であること。

基準時点： 令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日

根拠資料例： 報告会開催通知等

### 3. 個別取組

- ⑨ プラットフォームにおいて、活性化対象地域におけるリスクマネジメント体制を構築していますか。
- |            |     |
|------------|-----|
| 1 構築している。  | 3 点 |
| 2 構築していない。 | 0 点 |

要件等： 大学等や地方自治体、産業界等が連携して、活性化対象地域におけるリスク（例えば、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等）に対しリスクマネジメント体制が構築できていること。構築とは、例えば、マニュアルの策定や、リスクを定期的に評価・点検する体制の構築などが挙げられる。  
プラットフォームの取組として、リスクマネジメント体制が基準時点までに構築されていること。

基準時点： 令和 6 年 9 月 30 日現在

根拠資料例： マニュアル、規程、議事録、その他プラットフォームとしての決定が分かるもの等



- ⑩ プラットフォームにおいて、プラットフォーム間の共同研究の活性化に向けた議論及び共同研究を実施していますか。
- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1 議論及び共同研究を実施している。         | 2 点 |
| 2 共同研究は実施していないが、議論は実施している。 | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。           | 0 点 |

要件等： 本設問の「共同研究」は、プラットフォームに参画する地方自治体または産業界等の研究員等とプラットフォーム参画大学等の教職員が、または複数のプラットフォーム参画大学等の教職員が参加する共同研究であり、その研究の実施についてプラットフォームで決定されていること。

同一法人内の大学等の教職員のみが参加する研究は該当しない。

本設問の「共同研究」は、1 研究課題あたりの契約書等における規模が 100 万円以上のものとする。

「共同研究の活性化に向けた議論」とは、プラットフォームの協議の場で、共同研究を活性化させるための議論（例えば、共同研究のニーズとシーズに係る意見交換や、現在行っている共同研究の点検・改善等）を行っている場合に該当する。単に、プラットフォーム参画団体間で行った共同研究の報告のみでは該当しない。

基準時点： 令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日

根拠資料例： 協定書、契約書、研究実施期間が分かるもの、紀要、プラットフォームとしての決定が分かるもの、議事録等

- ⑪ プラットフォームにおいて、活性化対象地域の教育支援活動を行っていますか。
- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 1 半数以上の大学等が取組を実施した。 | 1 点 |
| 2 該当しない。            | 0 点 |

要件等： 「教育支援活動」とは、主として児童・生徒（小学生～高校生）あるいはその保護者を対象とする取組のこと。具体的には、対象者が参加する公開授業や講座の運営、初等中等教育機関等への教職員や学生の派遣、複数のプラットフォーム参画大学等及び地方自治体又は産業界等と共同による教育事業展開等が挙げられる。

プラットフォーム参画大学等及びプラットフォームに参画する地方自治体又は産業界等が企画した取組であること（企画が基準時点より前であっても可）。また、基準時点内に当該取組を、半数以上の大学等が実施していること。

学生募集を主たる目的とするものや、資格取得を目的とする実習等は該当しない。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、開催案内、開催記録等

- ⑫ プラットフォームにおいて、共同の公開講座を実施しましたか。
- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1 10 講座以上実施した。   | 2 点 |
| 2 5～9 講座実施した。    | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 正課外で実施する、地域住民などを対象とした事業であること。  
「共同の公開講座」とは、企画をプラットフォームで行い、複数のプラットフォーム参画大学等が連携して開設する共同の講座のこと（企画が基準時点より前であっても可）。また、講座の実施にあたって複数のプラットフォーム参画大学等の教職員が携わるもの（リレー講座の場合等を含む）であること。講座数は、実際に実施した講座数とし、受講者の募集をした講座ごとに1講座と数える。  
同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

- |                                                                                      |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ⑬ プラットフォームにおいて、社会人を対象としたキャリア形成等を目的とする共同プログラムを、産業界等と共同で企画し、複数のプラットフォーム参画大学等で実施していますか。 |    |
| 1 実施した。                                                                              | 1点 |
| 2 該当しない。                                                                             | 0点 |

要件等： 「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。  
①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）  
②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者  
③主婦・主夫  
「共同プログラム」とは、複数のプラットフォーム参画大学等において実施するプログラムであること。また、単発のセミナー等でなく、複数回の受講を前提としていること（複数回の受講を前提とするリレー講座等の場合を含む）。  
プラットフォームに参画する産業界等と共同プログラムについて企画し、基準時点内に当該プログラムを実施していること。なお、企画が基準時点より前であっても該当する。  
同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

- |                                                                        |    |
|------------------------------------------------------------------------|----|
| ⑭ プラットフォームにおいて、活性化対象地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界等との共同の取組について企画又は実施していますか。 |    |
| 1 プラットフォーム参画大学等の7割以上の大学等が実施した。                                         | 2点 |
| 2 上記には当てはまらないが実施又は企画している。                                              | 1点 |
| 3 企画・実施いずれもしていない。                                                      | 0点 |

要件等： 「取組」とは、複数のプラットフォーム参画大学等とプラットフォームに参画する地方自治体又は産業界等とが、共同で実施する就職セミナーやインターンシップ等のこと。  
「実施」とは、基準時点内に当該取組の実績があること。  
「1」の場合は、当該取組の実施に携わっている（又は当該取組の案内を自大学等の学生に行っている）大学等数が、プラットフォーム参画大学等の7割以上であること。  
「2」の「企画している」とは、実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内にしていること。ただし、次年度

までに実施を予定していること。  
同一法人内の大学等間のみでの企画・実施は該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組実施内容が分かるもの等

- |   |                                                               |    |
|---|---------------------------------------------------------------|----|
| ⑮ | プラットフォーム参画大学等において共同でIRを実施し、結果を地方自治体及び産業界等と共有及び改善の協議等を行っていますか。 |    |
| 1 | 共同でIRを実施し、結果を地方自治体及び産業界等と共有及び改善の協議等を行っている。                    | 2点 |
| 2 | 共同でIRを実施している。                                                 | 1点 |
| 3 | 実施していない。                                                      | 0点 |

要件等： 「共同でIRを実施」とは、大学等の教育改革や教育改善につなげるために、プラットフォーム参画大学等が共同で、大学等の様々なデータを収集・分析すること。この場合の様々なデータとは、学修時間や教育の成果等の教学面に関するデータ、その他大学運営に関するデータ（入試、経営、財務等）などが挙げられる。  
地方自治体及び産業界等との共有及び改善の協議等は個別に実施をしている場合も含むが、必ず当該データをもとに協議等を行っていること。  
同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、議事録、IR報告書等

- |   |                                     |    |
|---|-------------------------------------|----|
| ⑯ | プラットフォームにおいて共同のFD又はSDを実施し、公表していますか。 |    |
| 1 | FD又はSDを複数回実施し、その内容を公表している。          | 2点 |
| 2 | FD又はSDを複数回実施した。                     | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。                      | 0点 |

要件等： 「FD」とは、大学等及び大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のこと。  
「SD」とは、大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修のこと。ただし、FDに該当する研修は除く。  
「FD又はSD」とは、プラットフォームにおいて企画し、基準時点内に実施するものであること（企画が基準時点より前であっても可）。なお、同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。  
異なる内容のFD又はSDを、基準時点内に複数回実施していること。  
「1」の場合、基準時点内に実施したFD又はSDについて、内容等をホームページで公表していること。

基準時点： 実施は令和5年9月1日～令和6年9月30日、公表は令和6年9月30日現在

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、FD・SDの企画・実施内容等が確認できる資料、ホームページの写し等

⑰ プラットフォームにおいて、教職員の人事交流を企画又は実施していますか。

- |                                                   |     |
|---------------------------------------------------|-----|
| 1 地方自治体又は産業界等と大学等の間、及びプラットフォーム参画大学等の間で企画又は実施している。 | 4 点 |
| 2 地方自治体又は産業界等と大学等の間で企画又は実施している。                   | 2 点 |
| 3 プラットフォーム参画大学等間で企画又は実施している。                      | 1 点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。                                  | 0 点 |

要件等： 「地方自治体又は産業界等と大学等の間の人事交流」とは、一定の期間を定めて、プラットフォームに参画する地方自治体又は産業界等の職員等がプラットフォーム参画大学等の教職員（研究員を含む）の身分となり当該大学等の業務を行うこと、又はプラットフォーム参画大学等の教職員（研究員を含む）がプラットフォームに参画する地方自治体又は産業界等の職員等の身分となり当該団体の業務を行うこと。

「プラットフォーム参画大学等間の人事交流」とは、一定の期間を定めて、プラットフォーム参画大学等の間で、ある大学等の教職員（研究員を含む）が別の大学等の教職員（研究員を含む）の身分となりその大学等の業務を行うこと。

いずれの場合も、基準時点内に人事交流が行われていること。交流先での発令等を伴わず、単に滞在したものや出張で行き来したもの等は含まない。交流中の身分に常勤・非常勤の別は問わない。

「企画」は、実施を前提とした具体的な取り決め（期間、対象者等を定めたもの）を基準時点内にしていること。ただし、実施予定時期が次年度までのもののみ該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画又は実施は該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、該当教職員の名簿、発令簿等

⑱ プラットフォーム参画大学等で施設・設備を共同で利用していますか。

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 複数の施設・設備を共同利用している。 | 2 点 |
| 2 共同利用している。          | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない      | 0 点 |

要件等： 「施設・設備」とは、教育もしくは研究を目的として複数のプラットフォーム参画大学等が共同で利用する、次のア及びイに該当する施設・設備であること。

ア. 共同利用する施設・設備が、固定資産台帳上で個別に管理されており、1棟（個）又は1組の価格が500万円以上であること。

イ. プラットフォームで決定・承認された共同利用であり、基準時点内に共同利用の実績があること。ただし、次のaからcのいずれにも該当しないものであること。

a. 図書館

b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備

c. 通信教育部のみで所有する施設・設備

同一法人内の大学等のみで共同利用しているものは該当しない。

「1」の場合、複数の施設・設備を共同利用していること。単に、同じ施設・設備を複数回共同利用することは、該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、固定資産台帳、利用状況等が分かるもの等

- ①⑨ プラットフォーム参画大学等において、以下の学生募集活動等に係る取組を行っていますか。
- ア 共同で高等学校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。
  - イ 共同の説明会又は高等学校訪問、及び共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を行っている。
  - ウ 外国人留学生対象の合同大学説明会、もしくは合同による外国人留学生選抜試験を実施している。
  - エ 地域枠の奨学基金の設定等、地域における学生の就学を経済的に支援する取組を行っている。
- |   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 4つ実施している。      | 4点 |
| 2 | 3つ実施している。      | 3点 |
| 3 | 2つ実施している。      | 2点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： ア及びイは、学生募集に係る内容であることが確認できること。  
 エは、基準時点内に学生に対し募集を行っていること。  
 同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、ホームページの写し等

- ②⑩ プラットフォーム参画大学等の間で、授業科目を共同で開発し、開講していますか。

- |   |          |    |
|---|----------|----|
| 1 | 開講している。  | 2点 |
| 2 | 開講していない。 | 0点 |

要件等： 共同で開発した授業科目を基準時点内に開講している場合に該当する。なお、「開講」とは、基準時点内に当該科目の履修登録等の案内を学生に行っていること。  
 同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、シラバス等

- ②⑪ プラットフォーム参画大学等の間で、単位互換等の授業科目についてプラットフォーム大学等間共通のシラバスを作成していますか。

- |   |          |    |
|---|----------|----|
| 1 | 作成している。  | 2点 |
| 2 | 作成していない。 | 0点 |

要件等： 「大学等間共通のシラバス」とは、プラットフォーム参画大学等で行う単位互換の授業科目（又は設問②⑩に該当する授業科目）をまとめ、開講大学等、科目、授業形態、開講学期等を一覧で表示したもの。  
 同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、シラバス等

② プラットフォーム参画大学等間で共同利用するeラーニングシステムを導入していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 導入している。  | 2点 |
| 2 導入していない。 | 0点 |

要件等： プラットフォーム参画大学等間で共同利用されるICTを活用するeラーニングシステムを、プラットフォーム参画大学等間で導入していること。なお、当該システムの対象に学生が含まれていること。  
同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 議事録、eラーニングシステムの概要が分かるもの等

(プラットフォーム個別設問)(48点満点)

1. プラットフォーム内の役割

- |                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| ① プラットフォームの事務局体制において、当該大学等がどのような役割を担っていますか。 |    |
| 1 事務局体制の長を担っている。                            | 3点 |
| 2 1には該当しないが、事務局体制の構成員である。                   | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                            | 0点 |

要件等： 共通設問①で「3」と回答した場合は、本設問では「3」しか回答できない。  
共通設問①で回答している事務局体制での、当該大学等の役割を回答すること。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、事務局体制や構成員が分かるもの等

- |                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| ② プラットフォームにおいて、地方自治体に参加する委員会等に参加していますか。 |    |
| 1 地方自治体に参加する委員会等の長を担っている。               | 2点 |
| 2 地方自治体に参加する委員会等に参加している。                | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                        | 0点 |

要件等： 「地方自治体」とは、「活性化対象地域」として設定され、かつプラットフォームに参画する地方自治体とする。また、タイプ3プラットフォーム型における他の各設問も同様の定義とする。  
地方自治体の担当者が参加する委員会等（会議体）において、当該大学等が委員等の長もしくは委員等として参加している場合に該当する。  
委員会等の開催において、書面・メール・電話等のみで行うもの（いわゆる持ち回り開催）は該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 議事録、委員名簿等

- |                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| ③ プラットフォームにおいて、産業界等に参加する委員会等に参加していますか。 |    |
| 1 産業界等に参加する委員会等の長を担っている。               | 2点 |
| 2 産業界等に参加する委員会等に参加している。                | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                       | 0点 |

要件等： 「産業界等」とは、「活性化対象地域」に所在しプラットフォームに参画する商工会等の団体又は企業等とする。また、タイプ3プラットフォーム型における他の各設問も同様の定義とする。  
産業界等の担当者が参加する委員会等（会議体）において、当該大学等が委員等の長もしくは委員等として参加している場合に該当する。  
委員会等の開催において、書面・メール・電話等のみで行うもの（いわゆる持ち回り開催）は該当しない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 議事録、委員名簿等

- ④ プラットフォームにおいて、当該大学等が申請取りまとめ校の役割を担当しましたか。
- |                |     |
|----------------|-----|
| 1 申請取りまとめ校である。 | 2 点 |
| 2 申請取りまとめ校でない。 | 0 点 |

要件等： 各プラットフォーム内で1校のみが該当するものとする。  
申請取りまとめ校は、本タイプの共通設問の申請にあたり、プラットフォームの内容を取りまとめ、実際に申請を行う大学等とする。

基準時点： 申請時点

根拠資料例： プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- ⑤ プラットフォームの各種取組等に関する、検討部会、ワーキンググループ等の組織において、当該大学等が責任者となっているものはありますか。
- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 責任者となっているものがある。 | 1 点 |
| 2 責任者となっているものはない。 | 0 点 |

要件等： 基礎要件に該当する組織（個別の取組等に関する検討部会やワーキンググループ等（例：FD・SD検討部会、共同IR検討WGなど））における、責任者（組織の長）を当該大学等が務めている場合に該当する。責任者（組織の長）の立場であることが文書等で確認できること。単に取組に参加しているのみでは該当しない。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組に関する検討組織の体制が分かるもの等

## 2. 中長期的な計画

- ⑥ プラットフォームの中長期計画の活動指標等に対応させた、当該大学等の計画等における活動指標等の数は以下のいずれに該当しますか。
- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1 対応する指標の数が10件以上 | 4 点 |
| 2 対応する指標の数が7件以上  | 3 点 |
| 3 対応する指標の数が5件以上  | 2 点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 共通設問⑥で「3」を回答した場合、本設問では「4」しか回答できない。  
当該大学等の計画等（事業計画、中長期計画、各種の計画等のいずれか）については、大学等が組織として機関決定しているものとする。  
共通設問⑥で設定しているプラットフォームの中長期計画の活動指標及びアウトカム指標に対応した、当該大学等の活動指標等の数値目標を、当該大学等の計画等において設定していること。なお、数値目標は具体的な数字で設定されていること。  
該当する活動指標等の合計件数で回答すること。なお、同じ内容の指標は1つとして算出すること。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 大学等の数値目標、プラットフォームの数値目標・活動指標等



### 3. 取組への参画

⑦ プラットフォームにおける共同研究に参加していますか。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1 複数件の共同研究に参加している。 | 2 点 |
| 2 共同研究に参加している。     | 1 点 |
| 3 参加していない。         | 0 点 |

要件等： 共通設問⑩で「2」「3」を回答した場合、本設問では「3」しか回答できない。  
共通設問⑩に該当する共同研究に、当該大学等の教職員が基準時点内に参加していること。  
「1」の場合、参加している共同研究が複数件あること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、契約書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、紀要等

⑧ プラットフォームにおいて実施する、活性化対象地域における共同の教育支援活動に参加しましたか。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1 複数の取組の実施に参加した。 | 2 点 |
| 2 実施に参加した。       | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 共通設問⑪で「2」を回答した場合、本設問では「3」しか回答できない。  
「1」及び「2」の場合、共通設問⑪に該当する取組の実施にあたり、当該大学等が携わっていること。なお、募集や広報に携わったのみでは該当しない。  
「1」における複数の取組は、内容が異なる取組であること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、開催案内、開催記録等

⑨ プラットフォームにおいて実施する共同の公開講座に参加していますか。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1 複数の公開講座の実施に参加した。 | 2 点 |
| 2 実施に参加した。         | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。   | 0 点 |

要件等： 共通設問⑫で「3」を回答した場合、本設問では「3」しか回答できない。  
「1」及び「2」の場合、共通設問⑫に該当する共同の公開講座において、当該大学等の教職員が講師を務めていること（他の大学等と共同で講師を務める場合も該当する）。  
講座数は、当該大学等の教職員が講師を務めて実際に実施した講座であり、受講者の募集をした講座ごとに1講座と数えること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

- ⑩ プラットフォームにおける、社会人を対象としたキャリア形成等を目的とする共同プログラムについて、企画又は実施に参加していますか。
- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1 実施に参加した。       | 2 点 |
| 2 企画に参加している。     | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 共通設問⑬で「2」を回答した場合、本設問では「3」しか回答できない。  
「1」の場合、共通設問⑬に該当する共同プログラムにおいて、当該大学等の教職員が講師を務めていること（他の大学等と共同で務める場合も該当する）。  
「2」の場合、共通設問⑬に該当する共同プログラムについて、プラットフォームに参画する産業界等と共同で企画に携わっていること。募集や広報に携わったのみでは該当しない。なお、基準時点より前に企画に携わっていても該当する。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

- ⑪ プラットフォームにおける、活性化対象地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界等との共同の取組について、実施に参加していますか。
- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1 複数の取組の実施に参加した。 | 2 点 |
| 2 実施に参加した。       | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 共通設問⑭で「3」を回答した場合、本設問では「3」しか回答できない。  
「1」及び「2」の場合、共通設問⑭に該当する取組の実施にあたり、当該大学等が携わっていること（又は当該取組の案内を自大学等の学生に行っていること）。単に、当該大学等の学生等が当該セミナー等に参加したのみでは該当しない。なお、「1」における複数の取組は、内容が異なる取組であること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組実施内容が分かるもの等

- ⑫ プラットフォーム参画大学等において実施する共同のIRに参加していますか。
- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1 共同のIRについて、集計・分析を行っている。  | 2 点 |
| 2 共同のIRについて、データの提供を行っている。 | 1 点 |
| 3 参加していない。                | 0 点 |

要件等： 共通設問⑮で「3」を回答した場合、本設問では「3」しか回答できない。  
当該大学等が、共通設問⑮に該当する共同のIRの集計・分析あるいはデータの提供に携わっている場合に該当する。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、議事録、IR報告書等

⑬ プラットフォームにおける共同のFD又はSDに参画しましたか。

- |   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| 1 | FD又はSDに複数回参加した。 | 2点 |
| 2 | FD又はSDに参加した。    | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。  | 0点 |

要件等： 共通設問⑬で「3」を回答した場合、本設問では「3」しか回答できない。  
「1」及び「2」の場合、共通設問⑬で回答したFD又はSDにおいて、当該大学等の教職員が講師を務めていること（他の大学等と共同で務める場合も該当する）。  
「1」の場合、内容が異なるFD又はSDに、複数回参加していること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、FD・SDの企画・実施内容等が確認できる資料等

⑭ プラットフォームにおける教職員の人事交流に当該大学等が参加していますか。

- |   |                                                    |    |
|---|----------------------------------------------------|----|
| 1 | 地方自治体又は産業界等と当該大学等の間、及びプラットフォーム参画大学等の間の人事交流に参加している。 | 3点 |
| 2 | 地方自治体又は産業界等と当該大学等の間の人事交流に参加している。                   | 2点 |
| 3 | プラットフォーム参画大学等間の人事交流に参加している。                        | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。                                     | 0点 |

要件等： 本設問における「人事交流」とは、共通設問⑭に該当する人事交流であること。  
共通設問⑭で「4」を回答した場合、本設問では「4」しか回答できない。  
「参加」とは、当該大学等が、共通設問⑭に該当する人事交流を、基準時点内に行っていること。なお、共通設問⑭に該当する企画段階の人事交流の場合、当該大学等が人事交流を予定している場合も該当する（ただし、実施予定時期が次年度までのもののみ該当する）。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、該当教職員の名簿、発令簿等

⑮ 当該大学等の施設・設備をプラットフォーム内での共同利用に供していますか。

- |   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 共同利用に供している。  | 2点 |
| 2 | 共同利用に供していない。 | 0点 |

要件等： 共通設問⑮で「3」を回答した場合、本設問では「2」しか回答できない。  
共通設問⑮に該当する共同利用に、当該大学等の施設・設備を基準時点内に供している場合に該当する。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、利用状況等が分かるもの等

- ⑩ プラットフォーム参画大学等における、以下の学生募集活動等に係る取組を当該大学等で行っていますか。
- ア 共同で高等学校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。
  - イ 共同の説明会又は高等学校訪問、及び共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を実施している。
  - ウ 外国人留学生対象の合同大学説明会、もしくは合同による外国人留学生選抜試験を実施している。
  - エ 地域枠の奨学金基金の設定等、地域における学生の就学を経済的に支援する取組を行っている。
- |   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 4つ実施している。      | 4点 |
| 2 | 3つ実施している。      | 3点 |
| 3 | 2つ実施している。      | 2点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 共通設問⑨で「4」を回答した場合、本設問では「4」しか回答できない。  
 共通設問⑨に該当する取組において、当該大学等が各取組の実施に携わったことが明確に分かること。  
 エの奨学金制度等の取組について、基準時点内に当該大学等の学生に対し募集を行っていること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、ホームページの写し等

- ⑪ プラットフォーム参画大学等との間の単位互換等に関して、当該大学等が開講している科目数はいずれに該当しますか。
- |   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 10科目以上       | 3点 |
| 2 | 5科目以上10科目未満  | 2点 |
| 3 | 1科目以上5科目未満   | 1点 |
| 4 | 提供している科目はない。 | 0点 |

要件等： 「単位互換等」とは、プラットフォームにおいて決定又は承認されている取組であること。  
 科目数は、単位互換科目として当該大学等が開講している科目数及び当該大学等が他のプラットフォーム参画大学等と共同で開講している科目数とする。  
 本設問における「開講している科目」とは、当該年度のシラバス等に記載があり、学生の履修登録の対象としている科目とする。なお、募集停止学部等で開講している科目は該当しない。

基準時点： 令和6年度開講科目

根拠資料例： プラットフォームとしての決定が分かるもの、シラバス、履修者名簿、募集案内等

⑱ プラットフォーム参画大学等との間で、授業科目を共同で開発していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 開発している。  | 2 点 |
| 2 開発していない。 | 0 点 |

要件等： 共通設問⑳に該当する授業科目の開発について、当該大学等が携わっていること（基準時点より前でも可）。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、シラバス等

⑲ プラットフォーム参画大学等との間で、単位互換等の授業を実施し、共通のシラバスを作成していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 作成している。  | 2 点 |
| 2 作成していない。 | 0 点 |

要件等： 共通設問㉑に該当する大学間共通のシラバスにおいて、当該大学等の教職員が授業を行う旨の記載がある場合に該当する。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、シラバス等

⑳ プラットフォーム参画大学等間で共同利用するeラーニングシステムを利用できますか。

- |           |     |
|-----------|-----|
| 1 利用できる。  | 2 点 |
| 2 利用できない。 | 0 点 |

要件等： 共通設問㉒に該当するeラーニングシステムを当該大学等の学生が利用できる状態の場合に該当する。利用実績は問わない。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、eラーニングシステムの概要が分かるもの等

#### 4. 全体総括

⑳ 過年度と比して取組の進捗が認められますか。

- |                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 1 満点に対する得点の割合が、昨年度から 15%以上向上。         | 2 点 |
| 2 満点に対する得点の割合が、昨年度から 5%以上 15%未満の間で向上。 | 1 点 |
| 3 該当しない。                              | 0 点 |

要件等： 本タイプの今年度の満点（本問を除く）に対する得点割合（％）と、昨年度の満点（ただし昨年度の設問㉔を除く）に対する得点割合（％）の差により確認する。

本タイプの採択にあたっては、本設問において「1」または「2」を選択した大学等を優先することがある。

基準時点： —

根拠資料例： —

## タイプ4「社会実装の推進」 (58点満点)

### 基礎要件

タイプ4については、客観的・定量的指標を含む産学連携に関する目標・計画が策定されており、当該目標・計画を達成するための必要な体制が整備されていることが、申請するための要件となる。

客観的・定量的指標を含む大学等の産学連携に関する目標・計画が策定され、産学連携のための部署が設置されている。併せて、産学連携に必要なリスクマネジメントに係る委員会等が設置されている。

要件等： 「産学連携に関する目標・計画」とは、産学連携の将来目標とその具体化のための計画内容が含まれるものであり、体制整備、知財管理、共同研究、人材育成等、産学連携の総合的な推進方策が記載された目標・計画のこと。IR等を活用した客観的・定量的情報に基づく定量的指標を含むこと（例えば、共同研究数、ライセンス数、学術分野別論文数等）。

「産学連携のための部署」とは、当該大学等と産業界等との連携を推進するために設置された部署であること。また、組織規程等において当該部署の目的が産学連携であることが明記されていること。（該当例）産学連携センター、産学連携推進室

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 目標・計画、議事録、関連規程、組織図等

### 評価項目

#### 1. 本部機能の強化

① 産学連携のために、リサーチ・アドミニストレーター等、専任教員等又は専任職員を配置していますか。

- |   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | リサーチ・アドミニストレーター等を配置している。        | 2点 |
| 2 | 産学連携のための部署に、専任教員等又は専任職員を配置している。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。                  | 0点 |

要件等： 「1」の「リサーチ・アドミニストレーター等」とは、リサーチ・アドミニストレーター、産学連携コーディネーター等の職種（職名）で雇用され、専任教員等又は専任職員として発令等がされている者。また、当該職種の職務は、当該大学等の産学連携の取組における研究活動の企画・マネジメントや研究成果の活用促進などを行うこと（特別の資格を有している必要はない）であり、規程等において定められていること。なお、配置部署は問わない。

「2」の「専任教員等又は専任職員」とは、専任教員等又は専任職員として発令等がされている者。また、基礎要件に該当する産学連携のための部署に勤務を命ずるなどの発令等があり、産学連携の業務を行っていることが明確であること。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 組織規程、人員配置表、雇用契約書、リサーチ・アドミニストレーター等に関する規程等

② 産学連携に関して学長を統括的に補佐する副学長を配置していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 配置している。  | 1 点 |
| 2 配置していない。 | 0 点 |

要件等： 学校教育法第 92 条第 4 項に定める副学長のみが該当する。また、当該副学長の職務は、当該大学等の部局横断的な産学連携に関する役割を担い学長を統括的に補佐することであること。例えば、全学的な視点から、産学連携戦略の立案、産学連携に係る研究の受入等の可否の決定、産学連携に関する予算、人事、組織改編の調整権など。なお、当該副学長の職務は、規程等において定められていること。

基準時点： 令和 6 年 9 月 30 日現在

根拠資料例： 組織規程、発令簿等

③ 産学連携を知財管理や法律など専門的側面からサポートする有資格者を産学連携部署に配置していますか。

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1 複数人を配置している。 | 2 点 |
| 2 配置している。     | 1 点 |
| 3 配置していない。    | 0 点 |

要件等： 産学連携活動を知財管理や法律など専門的側面からサポートするため、弁護士、弁理士、税理士、公認会計士等の専門的な国家資格を持つ者を、当該大学等の産学連携に係る部署に配置していること。  
常勤、非常勤の別は問わないが、教員等又は職員としての発令等及び当該部署に勤務を命ずるなどの発令等があるものとし、単に業務委託を行っている場合や顧問契約を締結している場合は該当しない。

基準時点： 令和 6 年 9 月 30 日現在

根拠資料例： 組織図、発令簿等

④ 産業界等の事業ニーズとのマッチングのために、大学等の研究内容を技術シーズとして公表していますか。また、技術シーズと事業ニーズをマッチングする体制及びマッチングの実績がありますか。

- |                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 1 技術シーズを公表し、マッチングの体制及び複数件のマッチング実績がある。 | 2 点 |
| 2 技術シーズを公表し、マッチングの体制がある。              | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                      | 0 点 |

要件等： 「技術シーズを公表」とは、産業界等の事業ニーズとのマッチングを目的として、大学等の研究内容を技術シーズとして公表していること。マッチングを目的としない、単なる研究者の研究業績の公表は該当しない。  
「マッチングの体制」とは、産業界等からの求めに応じる等により自大学等における技術シーズと産業界等の事業ニーズをマッチングする体制が基準時点にあること。  
「1」の場合、上記の要件に該当するマッチングの体制を活用して共同研究等の契約等締結に至った実績が、基準時点内に複数件あること。

基準時点： シーズ公表及びマッチング体制の整備は、令和 6 年 9 月 30 日現在  
マッチングの実績は、令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

根拠資料例： 規程、ホームページの写し、マッチングの体制が確認できる資料、組織図、マッチングの実績が確認できる資料、契約書等



## 2. 資金の好循環関連

⑤ 昨年度の産業界等との共同研究の受入金額等は、以下のいずれに該当しますか。

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 受入金額1億円以上である。              | 5点 |
| 2 受入金額5,000万円以上1億円未満である。     | 4点 |
| 3 受入金額1,000万円以上5,000万円未満である。 | 2点 |
| 4 受入金額500万円以上1,000万円未満である。   | 1点 |
| 5 上記のいずれにも該当しない。             | 0点 |

要件等： 「共同研究」とは、産業界等の研究者と大学等の教員が共通の課題について対等の立場で行う研究とする。（医療系学部等において産業界等と連携して行う臨床研究等も含む。）  
大学等と産業界等との間で、協定・契約等に基づいて行われている共同研究であること。  
「受入金額」とは、当該大学等の共同研究の受入金額の総計であること。なお、設問⑥「受託研究」との受入金額の重複は不可とする。  
「受入金額」は、令和5年度決算に帰属する収入額（未収金を含む）とすること。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： 協定書、契約書、決算書等

⑥ 昨年度の産業界等からの受託研究の受入金額等は、以下のいずれに該当しますか。

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 受入金額1億円以上である。              | 5点 |
| 2 受入金額5,000万円以上1億円未満である。     | 4点 |
| 3 受入金額1,000万円以上5,000万円未満である。 | 2点 |
| 4 受入金額500万円以上1,000万円未満である。   | 1点 |
| 5 上記のいずれにも該当しない。             | 0点 |

要件等： 「受託研究」とは、産業界等からの委託を受けて大学等の教員が本務の一環として行う研究とする。  
大学等と産業界等との間で、協定・契約等に基づいて行われている受託研究であること。  
「受入金額」とは、当該大学等の受託研究の受入金額の総計であること。なお、設問⑤「共同研究」との受入金額の重複は不可とする。  
「受入金額」は、令和5年度決算に帰属する収入額（未収金を含む）とすること。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： 協定書、契約書、決算書等

⑦ 昨年度の産業界等との共同研究、及び産業界等からの受託研究の実施件数は、以下のいずれに該当しますか。

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1 90件以上実施している。   | 5点 |
| 2 50件以上実施している。   | 4点 |
| 3 20件以上実施している。   | 2点 |
| 4 10件以上実施している。   | 1点 |
| 5 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「件数」とは、設問⑤に該当する共同研究の件数と、設問⑥に該当する受託研究の件数の合計であること。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： 協定書、契約書、決算書等

⑧ 昨年度の産業界等からの寄付金の受入金額は、以下のいずれに該当しますか。

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 受入金額5,000万円以上である。          | 4点 |
| 2 受入金額1,000万円以上5,000万円未満である。 | 3点 |
| 3 受入金額500万円以上1,000万円未満である。   | 2点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。             | 0点 |

要件等： 当該大学等に対する産業界等からの寄付金であること。当該大学等に対する寄付であることが明確であれば、用途を限定しないものも該当する。  
「受入金額」とは、当該大学等の産業界等からの寄付金額の総計であること。また、令和5年度決算に帰属する収入額（未収金も含む）とすること。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： 協定書、申込書、決算書等

⑨ 昨年度の知的財産権等収入は、以下のいずれに該当しますか。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1 100万円以上である。       | 3点 |
| 2 10万円以上100万円未満である。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。    | 0点 |

要件等： 「知的財産権等収入」とは、当該大学等に係る収入額の総計とする。特許権実施等収入額（実施許諾又は譲渡した特許権（「特許を受ける権利」の段階のものも含む）の収入額）に加え、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権（育成者権、回路配置利用権等）、マテリアル提供による収入額が該当する。  
「知的財産権等収入」は、令和5年度決算に帰属する収入額（未収金を含む）とする。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： 協定書、契約書、決算書等

### 3. 知の好循環関連

⑩ 大学等で生み出した様々な知的財産・技術の実用化、事業化を目指して、以下の取組を実施していますか。

- ア 産学連携や技術移転の専門機関（TLO又は研究開発法人）と連携している。
- イ 関係機関等とのネットワーク作り、成果のフィードバック、産学連携の評価等のサイクルを構造化しており、継続的に意見交換を実施している。
- ウ 産業界等と知的財産・技術の実用化、事業化に係る協定等を締結している。

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 全て実施している。 | 3点 |
|-------------|----|

|   |           |    |
|---|-----------|----|
| 2 | 2つ実施している。 | 2点 |
| 3 | 1つ実施している。 | 1点 |
| 4 | 実施していない。  | 0点 |

要件等： アの「研究開発法人」とは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」の別表に規定する法人をいう。  
 専門機関と契約書等を締結し連携していること。業務提携契約や委託契約、共同研究、受託研究などが該当する。  
 契約書等における契約期間（研究期間など）が、基準時点内に含まれるものが該当する。単に、契約締結日のみ基準時点内にある場合は該当しない。  
 イの「構造化」とは、課題の把握、目標設定、関係機関等との意見交換、産学連携の取組の実施、取組の評価、更なる意見交換の継続等のように、産学連携に向けた一連の取組が、関係機関（共同研究や受託研究の相手方となる産業界等、大学等、TLO、研究開発法人など産学連携に関わる各機関）の間で合意されていること。  
 イの「継続的」とは、年1回以上の意見交換が3年間以上実施されている状態のこと。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 契約書、協定書等

⑪産学連携に係るリスクマネジメント（利益相反、技術流出防止、職務発明、契約マネジメント等）に関する研修会・セミナー等を実施していますか。

|   |                                             |    |
|---|---------------------------------------------|----|
| 1 | リスクマネジメントに係る研修会・セミナー等を実施し、受講が必須な教職員等を定めている。 | 2点 |
| 2 | リスクマネジメントに係る研修会・セミナー等を実施している。               | 1点 |
| 3 | リスクマネジメントに係る研修会・セミナー等を実施していない。              | 0点 |

要件等： 「産学連携に係るリスクマネジメント」とは、利益相反マネジメント、技術流出防止マネジメント、職務発明等のマネジメント、契約マネジメント等のこと。  
 研修会・セミナー等の研修を基準時点内に実施していること。研修内容は、研修会、セミナー等の対面による他、動画の視聴等により実施するものでも可であるが、受講した実績が確認できること。  
 「1」の場合、受講が必須な教職員等を、組織的に取り決めていること。なお、「受講が必須な教職員等」とは、産学連携活動に携わる者（教員、事務局本部担当部局の担当職員、リサーチ・アドミニストレーター、大学院生等）であること。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 研修会・セミナー等の実施が確認できる資料、規程等

⑫産学連携の取組状況等に関する情報を公表していますか。

|   |          |    |
|---|----------|----|
| 1 | 公表している。  | 1点 |
| 2 | 公表していない。 | 0点 |

要件等： 産業界等との産学連携による研究事業に関して、各取組の研究テーマとその内容、連携先機関に関する情報（連携先機関や代表研究者の名称など）について、一般あるいはステークホルダー向けに、大学等のホームページ等で公表していること。

また、大学等としての産学連携による研究の取組・推進方針も公表していること。なお、当該方針には、産学連携に係るリスクマネジメントに係る内容が、必ず含まれていること。

なお、本間において、連携先企業等との機密保持契約等連携先との関係上公表できない案件あるいは情報についてまでホームページ等での公表を求めるものではない。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 各情報を公表しているホームページの写し等

⑬ 特許権実施等件数について、以下のいずれに該当しますか。

- |   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 10件以上ある。       | 5点 |
| 2 | 5件以上ある。        | 3点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「特許権実施等件数」とは、基準時点内に実施許諾又は譲渡した特許権（「特許を受ける権利」の段階のものも含む）の数のこと。

基準時点： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

根拠資料例： 特許権実施等件数が分かるもの等

#### 4. 人材の好循環関連

⑭ 人材の流動化に向けて、クロスアポイントメント制度に関する規程を整備し、産業界等との間でクロスアポイントメントの実績がありますか。

- |   |                                                             |    |
|---|-------------------------------------------------------------|----|
| 1 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備したうえで、産業界等との間でのクロスアポイントメントの実績が3件以上ある。 | 4点 |
| 2 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備したうえで、産業界等との間でのクロスアポイントメントの実績が1件以上ある。 | 3点 |
| 3 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備している、かつ産業界等との間で人事交流を実施している。           | 2点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。                                              | 0点 |

要件等： クロスアポイントメント制度に関する規程を整備していること。

「1」又は「2」の場合、基準時点内に産業界等との間でクロスアポイントメントの実績があること。なお、件数とは、クロスアポイントメントの対象となる人数とする。

「3」の「人事交流」は、クロスアポイントメントである必要はない。「人事交流」とは、一定の期間、当該大学等の教員（研究員を含む）が産業界等の職員の身分となり産業界等の業務を行うこと、又は産業界等の職員が当該大学等の教員（研究員を含む）の身分となり当該大学等の業務を行うこととする。また、産業界等との間で人事交流の協定等が締結されており、当該協定等は双方への人事交流ができる内容であること。なお、実際に基準時点内に人事交流（派遣または受入れ、あるいはその両方）が行われていること。交流先での発令等を伴わず、単に滞在したものや出張で行き来したもの等は含まない。交流中の身分に常勤・非常勤の別は問わない。

基準時点： 令和5年9月1日～令和6年9月30日

根拠資料例： 規程、協定書、契約書、発令簿等

- ⑮ 大学等発のベンチャー創出支援体制が整備されていますか、過去2か年度に大学等発のベンチャー企業設立はありましたか。
- |   |                                                   |    |
|---|---------------------------------------------------|----|
| 1 | ベンチャー創出支援体制が整備されており、過去2か年度に大学等発のベンチャー企業が設立している。   | 4点 |
| 2 | ベンチャー創出支援体制が整備されているが、過去2か年度に大学等発のベンチャー企業が設立していない。 | 1点 |
| 3 | 上記に該当しない。                                         | 0点 |

要件等： 「大学等発のベンチャー企業」とは、大学等における教育研究に基づく技術やビジネス手法をもとにして新たに設立した企業であり、以下の（ア）～（エ）の4つの区分のうち1つ以上に該当すること。なお、国内に設立されたもののみを対象とし、NPO法人は除く。

（ア）大学等の教職員・研究職員・ポスドク（教職員等）、学生・院生（学生等）を発明人とする特許をもとに起業（特許による技術移転）

（イ）（ア）以外の大学等で創出された研究成果又は習得した技術に基づいて起業（特許以外による技術移転（又は研究成果活用））

（ウ）大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立や設立後に深く関与したりするなどした起業（人材移転）。現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、退職や卒業等から当該ベンチャー設立までの期間が1年以内の事例に限る。

（エ）上記（ア）～（ウ）のほか、大学等が組織的に関係している場合（自大学で認定しているベンチャーなど）などや、共同研究等をきっかけにしたジョイントベンチャーなど（その他関係）

「ベンチャー創出支援体制」とは、起業に関する相談窓口の設置や、設立ポリシー・推進計画の整備、インキュベーション施設、GAP ファンドや起業支援体制（メンタリング、伴走支援等）の有無等とする。

基準時点： 令和6年9月30日現在

根拠資料例： 大学等発のベンチャー企業が設立されたことが分かる資料、ベンチャー創出支援体制が分かる資料等

- ⑯ 外部の専門家が関与し、学生のアイデアを産業界等が実用化することや、アイデアを実現するためのベンチャー企業を設立するなど、産学協同により大学等における学びや研究成果を社会実装することを志向した教育プログラム又は授業科目を開講していますか。
- |   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 授業科目として開講し、一部の学部等において必修としている。 | 5点 |
| 2 | 授業科目として開講している。                | 3点 |
| 3 | 教育プログラムとして開講している。             | 2点 |
| 4 | 開講していない。                      | 0点 |

要件等： 「外部の専門家」とは、産業界等に所属する者であって、デジタル・グリーン等特定の分野における知識を実践的に活用し活躍している人材とする。ただし、当該大学等において専任教員等として発令等されている者は除く（非常勤教員の場合は可）。

「関与」とは、当該専門家が学生に直接指導を行う場合や、ファシリテータとして教員や専門家、学生との間のコミュニケーションを円滑にし、教育効果をより良くするために工夫を行う役割を担っている場合等とする。

令和6年度に使用するシラバス等から、外部の専門家の関与や産学協働により大学等における学びを社会実装することを志向した授業であることが読み取れること。

本問における「授業科目」とは、正課の授業科目であり、シラバス等に記載があ

り、当該年度に学生の履修登録の対象となる科目として開講するものであること。

本問における「教育プログラム」とは、大学等における学びを社会実装することを志向した体系的な教育内容を備え、一定の規模・回数を伴って実施されるものであること。

「産学協同により大学等における学びや研究成果を社会実装することを志向した教育プログラム又は授業科目」とは、例えばアントレプレナーシップ教育が該当する。

基準時点： 令和6年度開講科目

根拠資料例： シラバス、協定書、契約書、委嘱状等

## 5. 全体総括

⑰ 過年度と比して取組の進捗が認められますか。

- |                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| 1 満点に対する得点の割合が、昨年度から 20%以上向上。          | 5 点 |
| 2 満点に対する得点の割合が、昨年度から 15%以上 20%未満の間で向上。 | 3 点 |
| 3 満点に対する得点の割合が、昨年度から 10%以上 15%未満の間で向上。 | 1 点 |
| 4 該当しない。                               | 0 点 |

要件等： 本タイプの今年度の満点（本問を除く）に対する得点割合（％）と、昨年度の満点（ただし昨年度の設定問⑱を除く）に対する得点割合（％）の差により確認する。

本タイプの採択にあたっては、本設問において「1」または「2」を選択した大学等を優先することがある。

基準時点： —

根拠資料例： —